

JAPAN ICOMOS / INFORMATION

INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES JAPANESE NATIONAL COMMITTEE 日本イコモス国内委員会

目次◆CONTENTS

はじめに／西村幸夫 01

From the President／Yukio NISHIMURA

英語サマリー／内藤秋枝ユミイザベル 02

Contents of this Volume in Brief (English only)／Yumi Isabelle NAITO-AKIEDA

日本水中考古学の開拓者 荒木伸介先生／池田栄史 03

In Memory of Dr. Shinsuke ARAKI／Yoshifumi IKEDA

坪井清足先生と史跡整備 矢野和之 04

In Memory of Dr. Kiyotari TSUBOI／Kazuyuki YANO

2016年次第2回拡大理事会報告(6/11)／館崎麻衣子 05

The Executive Board Meeting 11th June 2016／Maiko TATEZAKI

日本イコモス国内委員会研究会報告(6/11) Report on the Japan ICOMOS Seminar(6/11)

世界遺産を胃袋と肝臓で考える／鳥海基樹 11

Considering World Heritage Through a Stomach-and-Liver-Viewpoint／Motoki TORIUMI

2016年熊本地震 日本イコモス国内委員会調査報告—文化財建造物の被害状況と復旧への展望

(6/11)／矢野和之 13

Report of the Japan ICOMOS Damage Investigation of the 2016 Kumamoto Earthquake

-Damage to Cultural Heritage and Perspectives Towards Recovery(6/11)／Kazuyuki YANO

平成28年熊本地震被災歴史的建造物保全フォーラム「文化遺産の復興と継承」開催報告／

富士川一裕 13

Report of the Forum for the Preservation of Historic Buildings Affected by the 2016

Kumamoto Earthquake "Reconstructing and Passing on Cultural Heritage"／

Kazuhiro FUJIKAWA

歴史文化が地域の持続性に果たす役割—阪神淡路大震災の経験から—／村上裕道 14

The Role that History and Tradition Play in Local Sustainability - From the Experience of the

Great Hanshin Awaji Earthquake -／Hiromichi MURAKAMI

第40回世界遺産委員会報告／稲葉信子 19

Report of the 40th World Heritage Committee／Nobuko INABA

世界遺産委員会に参加して／狩野朋子 20

Participating to the World Heritage Committee／Tomoko KANO

紀伊山地の霊場と参詣道の拡張登録承認／西村幸夫 20

Extension to the Inscription of the Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain

Range／Yukio NISHIMURA

小委員会報告 Reports of the Subcommittees of ICOMOS Japan

第8小委員会「日本の世界遺産の保護施策の充実のために～バッファゾーンをめぐる～

(予備的提言)」の発表／事務局 21

The 8th Subcommittee (Buffer Zones)／Secretariat

第13小委員会(眺望遺産)外苑絵画館からの富士山眺望の保全に関する声明／赤坂 信 21

The 13th Subcommittee (Vista and Settings)／Makoto AKASAKA

文化審議会世界文化遺産特別委員会報告／山田幸正 28

Report of the on the Meeting of ACA's Special Committee for World Cultural Heritage／

Yukimasa YAMADA

第三回国連防災世界会議国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」報告書公開される／

益田兼房 28

Publication of the Report of the 3rd UN World Conference on Disaster Risk Reduction

"Cultural Heritage and Disaster Resilient Communities"／Kanefusa MASUDA

ネパール・ゴルカ地震による被災文化遺産の復興に向けて／山田大樹 29

Towards the Reconstruction of Cultural Heritage Affected by the Nepal Gorkha Earthquake／

Hiroki YAMADA

二つのアフガニスタン展を終えて／前田耕作 30

After Two Exhibitions About Afghanistan／Kosaku MAEDA

ANAセールス株式会社とのイコモスパートナーシップ事業報告／館崎麻衣子 31

Report of ICOMOS Academy Partnership Activities with ANA Sales／Maiko TATEZAKI

ウィスコンシン大との交流会／山内奈美子 33

Exchange Activities with the University of Wisconsin／Namiko YAMAUCHI

自著を語る Newly Published Book told by its Author

「Cultural Landscape Management at Borobudur, Indonesia」／長岡正哲 34

"Cultural Landscape Management at Borobudur, Indonesia"／Masanori NAGAOKA

新入会員の声 Voices from New Members 36

豊川斎藤／宋 知苑／佐々木義孝／杉本 翔／金 度源／江面嗣人／山口謙太郎／鶴岡智史

事務局日誌 Diary 38

10期—3号



2016.9.5



前野まさる 画

はじめに
西村幸夫

トルコ・イスタンブールで開催されていた第40回世界遺産委員会が、クーデター未遂事件の余波で、予定を3日繰り上げて7月17日に急遽閉幕しました。国立西洋美術館が「ル・コルビュジェの建築作品」のひとつとして世界遺産リストに掲載されたほか、富士山の保全状況報告書が高い評価を得て、受理されるなどの成果もありましたが、紀伊山地の霊場と参詣道の資産の拡張や暫定リストの改訂などの提案が審議されず、10月にパリのユネスコ本部で開催されることになった臨時会合へ持ち越しになってしまいました。会議に参加されていた日本イコモス関係者はじめ世界遺産関連のメンバーが皆さん無事であったことが不幸中の幸いでした。これに先立ち6月末から同じくイスタンブールで開催された世界遺産ユースフォーラム2016に主催者より選ばれて参加予定だった日本からの代表である砂塚大河君(東京大学大学院)がイスタンブールのアタチュルク国際空港にテロ事件直後に到着し、人気のない空港に他の到着客と一緒にほぼ1日ちかく待機したのち、そのまま帰国するという事案も発生しました。

パリやニースでのテロも続き、つくづく平和こそ文化遺産保護の最大のいしづえだと実感しております。世界の平和維持に向けて、文化遺産関係者も当事者意識を高める必要があると痛感しています。

Contents of this Volume in Brief Japan ICOMOS Information 10-3

By Yumi Isabelle NAITO-AKIEDA

With deep regrets, we learnt the loss of two of our eminent members: Dr. Shinsuke Arai, who has played a central role in establishing the discipline of underwater heritage in Japan, and Dr. Kiyotari Tsuboi, former President of ICOMOS Japan and Honorary Member of ICOMOS, whose work has been instrumental in organizing the administrative base of protection and management of archaeological sites. We will miss them for their distinctive character and pioneering approach to heritage protection.

The third volume of this year follows up on the topic of disaster recovery and preparedness. The situation in Kumamoto was shared to members in the report on the ICOMOS Japan damage assessment mission. The two contributions from the Kumamoto Forum highlighted the importance of deeply involving human resources, learning from previous experiences, creating cooperative frameworks and drafting out new methodologies that adapt recovery and mitigation to actual local conditions. The report on the Sendai Framework with its "Build Back Better" principle is now available in downloadable pdf form.

The organization of the two simultaneous exhibitions about Afghanistan showcased new ways of cooperating to long term recovery with highly motivated teams making insightful use of new technologies. The mission to post-earthquake Nepal underlined the importance of holding prior discussions on Japan's stance to cooperation, stressing the need to unfold swift response in conjunction with actual recovery projects.

Put in face of unexpected challenges in "risk preparedness", the 40th World Heritage Committee held in Istanbul could not cover its full agenda. While the approval of the extension to the property of the Kii Mountain Range has been postponed to October, endeavors for the serial nomination of the work of Le Corbusier, including the Museum of Western Art in Tokyo, have been rewarded with inscription. Nevertheless, meeting discussions underscored the need to deepen "Dialogues" paving the way to establishing satisfying methods for all parties working on inscribing new properties. Through this "dialogue" with ICOMOS the nomination of the Christian sites of Nagasaki came to focus on the cultural traditions of the period when Christianity was forbidden.

Two subcommittees have issued documents reaching for wider audiences: one outlines the need for a comprehensive approach in dealing with buffer zones in Japan, while the other is a statement about a view on Mount Fuji from Tokyo.

The regular ICOMOS Japan Seminar by a laureate of the 2015 Encouragement Award took us wandering into world heritage sites appealing to the palate, identifying ways of enhancing cultural heritage landscapes. The new book on Borobudur is the outcome of research on the impact of a site masterplan and WH protection system to a country's methodology in heritage protection.

ICOMOS Academy activities are being reviewed both in approach and contents for more effective input by members; your ideas are welcome. The session with the University of Wisconsin provided the opportunity for informal exchange conservation approaches over continents and generations. We also hope that the new column "Voices of new members" will encourage active communication amongst members, too.



日本水中考古学の開拓者 荒木伸介先生（荒木伸介先生追悼文）

池田榮史

日本ICOMOS国内委員会の第十五小委員会主査であり、Underwater Cultural heritage 部門の日本代表メンバーを長く務められた荒木伸介氏が平成28年2月3日に逝去された。ここ2・3年の間、体調を崩していらっしやったが、必ずまた元気になって我々の前に姿を見せて下さると信じていた私たちにとって、大きな衝撃であった。

荒木先生は1936年の東京生まれで、戦争中を箱根で過ごされた後、小学校からは東京都内で過ごされたとのことである。伝聞調の書き方とならざるを得ないのは、私は先生とお目にかかってから、まだ20数年にしかならないことによる。ただ、この20数年間に長崎県松浦市鷹島海底遺跡での元寇船調査を先生とともに続ける中で、水中考古学に関するさまざまな薫陶をいただくとともに、折々の先生との語らいの中で、幼い頃の思い出や、人生の節目節目のできごとなどについて伺えたのはとても幸せなことであった。

荒木先生がダイビングに出会うことになったのは、学生時代に米軍関係者が出入りするプールの監視員を務めたことにある。この時、プールに出入りしていた米国人からダイビングを教わり、その面白さを知ったらしい。なお、先生はその後、東京教育大学を卒業後、奈良国立文化財研究所に入ったものの、肌に合わず、1年で退職された。しかし、先日亡くなった

元・所長の坪井清足先生にはいたく気に入られ、平泉の毛越寺をはじめとする調査に駆り出されたとのことである。その一つに北海道江差町で沈んだ旧徳川幕府軍艦開陽丸の調査があり、ここから先生の水中考古学との密接な関わりが生じることとなる。

開陽丸の調査は日本で初めての本格的な水中遺跡調査であったことから、荒木先生をはじめとする関係者はそれこそ手探り状態で、海底での考古学的調査手法や引き揚げ後の遺物の保存処理、また海底に残した一部船体の保存手法などについて、さまざまな模索を重ねられた。この模索が今日の日本の水中考古学だけでなく、今や日本よりも研究機関や設備が充実しているお隣の韓国や中国における水中考古学研究の基礎ともなったのである。

開陽丸調査の後、荒木先生は平泉郷土館館長や跡見女子大学教授を務めながら、長崎県鷹島海底遺跡の調査にも関わり続けられた。その過程で、私の科学研究費による元寇船発掘プロジェクトに参画していただき、平成23年度の鷹島1号沈没船、平成26年度の鷹島2号沈没船の発見にたどり着いたのである。

奈良国立文化財研究所をさっさと辞めてしまうことでも解る通り、先生は何でも正直に顔にも口にも出すタイプである。そのことで、随分と損も苦労もなさったと思うが、心の芯のところでは言い尽くせない優しさと、研究に対する厳しさを持った方であった。そんな先生に日本の水中考古学が大きく展開する様を見ていただけなかったのが心残りである。

（第十五小委員会主査・琉球大学法文学部教授）



2010年7月鷹島海底遺跡調査（荒木先生、三浦清文氏）



2010年7月鷹島海底遺跡調査（借上げ船上）

坪井清足先生と史跡整備
(日本イコモス元委員長・ICOMOS名誉会員)

矢野和之

坪井先生には考古学上の業績、埋蔵文化財の調査・保存に関する行政上の仕組みづくりに関する業績の他に、史跡整備に関する業績がある。

日本の史跡整備は、保存、修理、公開展示、景観保全などあらゆる要素を総合的にまとめ上げて計画する、世界の中でも独特の発展をしてきたのではないだろうか。その中心的な存在に坪井先生があった。

1950年成立の文化財保護法の目的(第一条)に、保護とは「保存と活用」と明記された。この活用についての積極的展開は、1960年代に始まり、1966年には「全国史跡整備市町村協議会」が発足し、史跡の環境整備、保存整備が推進され、「風土記の丘整備事業」など大型で総合的な史跡整備事業も始まっていった。その中核的事業としては平城宮の整備がパイロット事業的な存在であった。2004年には文化庁から「史跡等整備の手引き」が刊行され、理念から実務に至る史跡整備の全体像が明らかとなった。

私は、史跡の修理や整備の設計を1970年代から携っており、坪井先生は各地の様々な保存整備委員会の委員を務められ、多くの指導を得た。

1980年には、熊本県菊池市の袈裟尾高塚古墳という装飾古墳の修理復元が終わって、現場を一人で案内することとなり、じつくりと先生の考えを聞く機会に恵まれた。夕陽を眺めながら墳丘の上で語り合ったことを、今でも思い出す。1979年から1983年にかけて佐賀県内の長崎自動車道工事で発見された久保泉丸山遺跡の移設計画を担当したが、竣工式での坪井先生の第一声に佐賀県教育委員会担当者とともに注目した。移設の技術的なことよりも、移設地での計画内容に関心をもたれ、野外博物館としての整備についても評価を得たことで、私自身も自信ができた。「坪井あくたれ」というあだ名が示すように、舌鋒は鋭かったが、評価すべきところはちゃんと評価される方であった。もっとも、「あくたれ」はご自身でも気に入っておられていた？ようで、自ら

も^{あくたれ}飽多禮と名乗られていた。

奈良文化財研究所による平城宮の整備やヨーロッパの視察などを通じて、サイトミュージアムという発想が大事であることを提示されており、坪井先生はかなり積極的な整備を期待されることが多かったように思う。史跡内における歴史的建造物の復元についても肯定的であった。その分、遺構や史料の解釈を通じた復元ストーリーの展開にはうるさかった。1990年にイコモスが採択した「考古学的遺産の管理運営に関する国際憲章」にある復元の考えと一致する。公園というよりも野外博物館としての整備をめざして計画提案を行ってきた私の支えになっていた。

坪井先生が関野克先生の後、1986～1995年にわたって3期9年、日本イコモスの委員長を務められた。当時の日本イコモス総会はサロンのような雰囲気であった。私は2001年に前野堯委員長の下で事務局長を務めることになったが、坪井先生から日本イコモスをよろしくと声をかけられた。2008年に日本イコモスは坪井先生を本部名誉会員に推挙し、その申請準備を行い、カナダのケベックでの総会で承認された。初めは隠密裏に進めていたが、途中でばれてしまった。ほんの少しは恩返しができたようでもある。

そう言えば、スーツ姿はあまり見たことはない。あの洒落たジャケットは本人の趣味なのか、奥様の趣味なのかはいつか聞いてみたいと思っていたが、そのままになってしまった。葉巻を燻らせた姿を思い出すにつけ、まさに「巨星墜つ」の感がある。

御冥福をお祈り申し上げます。

合掌

2016 年次 第 2 回 拡大理事会報告



2016 年次第 2 回拡大理事会が去る 2016 年 6 月 11 日（土）午後 1 時半から 3 時半まで、岩波書店一ツ橋ビル地下 1 階会議室（東京・神保町）で開催された。出席者は、委員長：西村幸夫、副委員長：岡田保良、荻谷勇雅、事務局長：矢野和之、理事：内藤秋枝ユミイザベル、石川幹子、稲葉信子、岡村勝行、岸本雅敏、土本俊和、友田正彦、花里利一、増井正哉、益田兼房、山名善之、本部副会長：河野俊行、顧問：前野まさる、監事：赤坂信、崎谷康文、小委員会主査：三宅理一、山崎正史、ISC 委員：岩淵聡文、渡邊保弘、大野渉、幹事：舘崎麻衣子、藤岡麻理子、森朋子、山内奈美子、事務局：児玉千絵の 29 名である。拡大理事会で討議された審議事項、協議事項、報告事項などは以下の通りである。

刊行物の報告

1. インフォメーション誌 10 期 2 号の刊行について
2016 年 6 月 5 日付けで刊行されたインフォメーション誌（全 36 ページ）の内容について、簡単な紹介が内藤秋枝理事よりなされた。

審議事項

1. 入退会者

1) 入会者

申請書類の回覧、審議の結果、以下の個人会員 9 名の入会が承認された。

個人会員 9 名

氏 名	所 属	専門分野	推薦者
金 度源 (きむ どうおん)	立命館大学衣笠総合研究機構、准教授	文化遺産防災	大窪建之・板谷直子
宋 知苑 (そん じうおん)	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻、博士課程	Heritage interpretation & Management, Preservation Planning, Urban Conservation	西村幸夫・中島直人

鶴岡 智史 (つるおか さとし)	鈴木事務所	軍事土木史	益田兼房・矢野和之
佐々木 義孝 (ささき よしたか)	株式会社ブレック研究所、研究員	ヘリテージマネージメント	大野 渉・根岸 洋
豊川 斎赫 (とよかわ さいかく)	国立小山工業高等専門学校建築学科、准教授	建築史、都市デザイン	荻谷勇雅・横内 基
山口 謙太郎 (やまぐち けんたろう)	九州大学大学院人間環境学研究院 都市・建築学部門、准教授	建築構造学	花里利一・矢野和之
杉本 翔 (すぎもと しょう)	株式会社ブレック研究所 歴史・文化部門、研究員/技術員	地中海考古学	上北恭史・大野 渉
江面 嗣人 (えづら つくと)	岡山理科大学工学部建築学科、教授	日本建築史、文化財修復、町並保存	西山徳明・八百板李穂
矢ヶ崎 善太郎 (やがさき ぜんたろう)	京都工芸繊維大学デザイン・建築学系、准教授	日本建築史、伝統建築生産技術	山崎正史・板谷直子

2) 退会者

以下の個人会員 1 名、維持会員 1 団体、学生会員 1 名の退会が承認された。

個人会員 1 名

氏 名	専門分野	退会理由
坪井 清足	日本考古学	ご逝去2016.5.7

維持会員 1 団体

団体名	業務内容・専門分野	退会理由
株式会社 尾田組	総合建設業	一社上の都合

学生会員 1 名

氏 名	入会時所属	退会理由
桐山 京子	京都大学大学院総合生存学館	修士修了相当のため

日本イコモス国内委員会 会員数（今回の入退会者を含む）

個人会員 439 + 9 - 1 = 447 名

維持会員 16 - 1 = 15 団体 / 団体会員 3 団体

学生会員 4 - 1 = 3 名

協議事項

1. 第4回拡大理事会後の研究会について

12月10日(土)第4回拡大理事会後の研究会テーマおよび講演者が未定なため、確定したい。熊本やネパール等地震をテーマとする提案があるが、具体的にお願いできる講演者候補の検討について、西村委員長より提議された。

ネパール地震は、友田理事、森朋子幹事に報告いただくこととなり、熊本地震については適任が現れれば適宜追加する方針で進め、被災地の立場から発言ができるイコモス関係者を1名程度含めることとなった。

2. 4月の熊本地震被害について

5月3日～6日に建築学会、ワールド・モノユメント財団と合同で熊本地震の被害状況について調査を行った。本理事会後の熊本地震報告会にて詳細を報告する。また、緊急アピールをメールにて審議いただき、5月12日に発表した(インフォメーション誌10期2号13頁参照)。なお、緊急アピール、緊急レポートは英訳し、日本イコモス国内委員会のホームページ上で公開している。国際的な発信も速やかに行うことができた。以上の通り、矢野事務局長より報告があり、地震報告会にて今後の活動等について意見交換を行うこととなった。

3. 熊本地震で被害を受けた花畑町別館活用要望書案について

ISC20Cメンバーの鯨坂氏より、熊本市内にある花畑町別館の活用に関する要望書の提案がある旨、矢野事務局長より報告があった。前市長時代には取り

壊す方針となっていたため、今回の地震がきっかけとなって取り壊される可能性が高いことから、日本イコモス国内委員会として保存の意思を示す必要があるのではないかということである。

4階増築部分のガラスは破損しているものの、3階建ての建物本体には問題がないのに倒壊の危険性ありとして取り壊される可能性が高く、緊急性があるという意見の一方、本意見そのものには賛成であるが、他の物件にも配慮すべきとの意見などがあった。

協議の結果、作業チーム(ISC20Cメンバー、刈谷副委員長、矢野事務局長、伊藤重剛氏)を立ち上げ、他物件との公平性も考慮して、対応を検討し、次回拡大理事会で提案することとなった。

4. 第8小委員会(バッファゾーン)提言について

3月19日に小委員会を開催し、下鴨神社の件についての進展状況について意見交換を行うとともに、これまでの議論を整理した中間まとめのたたき台である「我が国の世界遺産をめぐる保護施策の充実のために～バッファゾーンをめぐる～(予備的提言)」の案について議論を行った。第8小委員会としては、今後、世界遺産委員会での議論等の動向、オペレーショナルガイドラインの変遷、日本の世界遺産のバッファゾーンの状況などについてさらに議論を深めていく必要があると考えている。予備的提言については、今後の議論を促進させ、また、我が国におけるバッファゾーンの在り方に関する検討が一層進み、改善の方向が具体的にになっていくことを期待し、速やかに公表したいと考えている。以上の通り、崎谷主査(第8小委員会)から報告があった。今後は、第8小委員会の予備的提言検討の場に、中島晃会員にも参加いただき、最終形を作成して公表することとする。なお、これについては第8小委員会に一任することが了承された。



5. 外苑絵画館前からの富士山眺望の保全について

「外苑絵画館前からの富士山眺望の保全に関する要望書」(案)が赤坂主査(第13小委員会)より提案され、内容について協議した。建物の中から富士山が見えればよいということではなくその意味をどう伝えるかが重要、イコモスから提言を出すにあたっての文化的歴史的な根拠があるのか、イコモスとして現段階で提言を出すにはイコモスとしての議論が必要との意見などがあった。

まずは、江戸からの眺望の存在を思い起こすことの重要性について、インフォメーション誌に赤坂主査としての提言を掲載し、それを受けて第13小委員会主催の研究会を行い、議論をインフォメーション誌に掲載する文書としてまとめることとなった。発信しておくことにより、今後の再発防止を目指す。

6. 20世紀遺産20選の公表について

昨年末に報告の通り、ワーキンググループにより23までの選出が済んでいる。議論を呼ぶためにも、まずは日本イコモス国内委員会案として国内において23を公表し、シンポジウム・勉強会で議論を重ねたうえで、最終版を作成し、ISCに提出したい。なお、ISC20Cは、ホームページ上に20世紀建築として重要なものを掲載することで国間の相互理解を深めたいという考えで、20という数にはこだわっていない。以上の通り、山名理事より提案があり、協議を行った。

選定理由の記述がいないのではないか、意図をもって理解されることもあるため、順序も明確にする必要がある、選出リスト自体の位置づけを明確にすべきとの意見などがあった。

ワーキンググループは閉じたが、本理事会の意見を踏まえ、再度同じメンバーで議論を行い、最終案を取りまとめることとし、世界遺産における20世紀遺産の捉え方の提案として、評価基準を付けることや、公表後の見直し・追加についても併せて議論する。また、山名理事がISC20C日本代表としての立場

から、選出結果に選出にあたっての考え方について前文を付けることとなった。

7. ISCへの参加状況等について

◆ IcoFort -Fortification and Military Heritage

現在日本からの参加者がいないため、三宅理一氏を日本代表メンバー(voting member)として日本イコモス国内委員会より推薦書を提出することが岡田副委員長より提案され、了承された。

◆ CIPA -Heritage Documentation

CIPA自体に各国代表制度がなく、日本からの参加者である近藤康久氏はCIPA日本代表ではないということになっている。しかし、日本イコモス拡大理事会の性質上、近藤氏をCIPAに参加している日本の代表者とみなし、次回以降拡大理事会へ出席および総会でのISC活動報告などを求めたい。以上の通り、矢野事務局長より提案があった。

◆ ICUCH -Underwater Cultural Heritage

ICUCH会長クリス・アンダーウッド氏より、会員規約に関する回答を得た。voting memberは岩淵聡文氏である旨確認が得られた。木村淳氏についてはexpert memberとなるための推薦を求められており、返答の必要がある。以上、西村委員長より報告があった。

審議の結果、岩淵氏は日本代表(voting member)、木村氏はexpert memberにお願いするということになった。

◆ ISC20C -20th Century Heritage

豊川会員、亀井会員をメンバーとして日本イコモス国内委員会より推薦することが、山名理事より提案され、了承された。

8. 世界遺産委員会へのオブザーバー推薦について

会員の手塚元廣氏より、世界遺産委員会（イスタンブール、7月10日～）に出席するため、日本イコモス国内委員会の代表として、オブザーバー参加の推薦依頼があった。協議の結果、代表としての資格はないので、見送ることとなった。こうした場合の推薦基準を早急に設けることとなった。

9. 日本イコモス賞・日本イコモス奨励賞 2016の募集について

2016年の募集を開始した。締切は9月6日（火）である。自薦、他薦は問わないので、積極的に応募いただきたい。

また、推薦依頼を日本の然るべき学会、学術団体、大学、文化遺産関係団体等へ広げることが協議され、過去2か年の事例、新聞報道を添付の上、事務局より連絡することとなった（インフォメーション誌10期2号29頁参照）。

報告事項

1. 国際 ICOMOS 執行部の近況報告

最近の Reconstruction に関する取組についてはインフォメーション誌10期2号28頁を参照のこと。2016年9月に開催される世界遺産再建に関する勧告起草を目的とする専門家会議に出席可能な構造専門家で、かつ震災の状況を踏まえてガイドラインの策定にご協力いただける専門家として、花里利一理事を推薦予定である。平成29年3月には、アロウズ会長の提案でユニバーシティフォーラムを開催し、大学との連携を想定している。

世界遺産に関しては、加盟国との対話により、今年は仕組みが変わったため、申請取り下げになった案

件もあるが、それは評価したい。推薦前のダイアログが見たいという欲求があり、筋のいい案件が出てくる仕組みをICOMOSとしては整えたいと考えている。以上の通り、河野本部副会長より報告され、ダイアログのやり方は国によって様々なので、今後検討していく必要があるとの意見などがあった。

なお、海外に向けての発信という意味からホームページの重要性が高まっているが、日本イコモス国内委員会のサイトの英語ページが長い間制作中となったままである。形式が古く、操作性が悪いため、ホームページそのものを刷新することを検討することとなった。

2. 国際 ICOMOS 本部から事務局への連絡事項等

Young Professional Working Group より、過去～現在の若い会員の在籍記録や所属大学などをたずねるアンケート協力要請が届いた。締切7月3日までに事務局より回答を送付予定である。また、ギデオ・コレン副会長より、かねてから諮問委員会で議論してきた国内委員会の標準的な規約について、最終報告が届いた（ICOMOS Model Statutes for National Committees）。今後法人化などを目指すうえで障壁があるかなど確認を進める必要がある。以上、矢野事務局長より報告があり、協議の結果、今後は尾谷恒治弁護士（イコモス会員）に法人化担当の幹事になっていただき、検討を進めていくことが承認された。

3. 10月15日～21日 AGA/AdCom @イスタンブールについて

今年の国際イコモス年次総会・諮問委員会の参加登録が始まった。～7/15、～8/15、～10/3の3期間に分けて参加者を募集しており、早いほどに参加費が安くなる。なお、規約改定の投票があるため、拡大理事会メンバーおよび会員で参加する方は日本イコモス事務局まで事前にお知らせいただきたい。総



会における20名の投票者リスト（投票者が欠席する場合はその委任状）を9/19（月）までに提出する必要があるため、事務局から適宜要請する。

また、今後の諮問委員会での議題共有にむけて、これまでの諮問委員会の議題等に関する議長報告書がSheridan Burke議長よりメール配布された。これについては日本イコモス国内委員会の会員にもメールで配布する。以上の通り、矢野事務局長より報告があった。

4. 事務局に寄せられた新たな案件について

文化遺産関連で、事務局に寄せられている主な案件は以下の通り。

・世界遺産 富士山関係

以前LNG火力発電所建設に関する文書を地元住民より複数受領していたが、他の地域から景観上の問題などに関して次の文書が届いている。現在、第13小委員会（眺望）にて詳細把握を進めている。

(1) 株式会社 代表取締役社長 渡邊誠氏（山梨県富士五湖町）「河口湖の湖の現状とその改善の要請」

(2) 株式会社 TBS テレビ 天野教義氏（山梨県富士吉田市）富士山眺望に関する決議（'12年）について

・国立西洋美術館関係

川西尋子氏から、コルビュジエによる近代建築様式の確立について疑問を投げかける文章が事務局に届いている。

5. 世界考古学会議（WAC-8）京都大会について

5月末で発表申し込みを締め切り、80ヶ国から1,500本以上（日本からは約300本）の投稿があった。参加者は2,000名規模が見込まれ、これまでの最大規模のWACとなることが予測される。日本イコモス国内委員会は後援となっている。1日の参加権もあるので、HPをご覧の上、奮って参加いただきたい（イン

フォメーション誌10期2号31頁参照）。

以上の通り、岡村理事より報告があった。

6. 小委員会報告

◆第4小委員会（世界遺産）

4月4日に研究会を開催し、河野本部副会長にご講演いただいた（インフォメーション誌10期2号12頁参照）。

◆第6小委員会（鞆の浦）

勝訴報告会があり、益田が出席した。当日の様子はインフォメーション誌をご参照いただきたい（10期2号21頁）。また、4月14日に県との意見交換会があり、入札にかけた調査業務の詳細等について説明を受けた。次回9月10日（土）の拡大理事会は鞆で開催するため、都合のつく方には是非現地の見学をお願いしたい。

◆第8小委員会（バッファゾーン）

協議事項（4）（本誌6頁）を参照のこと。

◆第13小委員会（眺望及びsetting）

長年親しまれたもの、富士山だけでなく、ランドマークになるようなものもあるので、そのようなものを守るという意思を持って取り組みたい旨、赤坂主査より意見が伝えられた。

7. ISC 報告

◆ISCSBH（Shared Built Heritage）

ISCSBH日本代表の選出を検討していくことと、ISCSBHの総会への参加について、西村委員長より提案された。

8. 担当業務報告

◆DOCOMOMO

出雲大社「庁の舎」の解体・建て替えに関して、

DOCOMOMO が ICOMOS へ、ヘリテージアラート申請をすることを受け、日本イコモスへの協力要請があったことが、山名理事より報告された。日本イコモス国内委員会としては、実際にアラート申請が提出されることになった段階で、対応を検討することとなった。

◆諸戸徳成邸

市による取得断念後の動向として、春の特別公開が行われ大変盛況であった旨の地元からの報告が、矢野事務局長より伝えられた。

◆イコモスパートナーシップ事業

【パートナーシップ施設】

現在 ICOMOS カードが有効な施設は以下の通り。

姫路城、仁和寺、彦根城・彦根城博物館、薬師寺、国指定重要文化財 和田家（岐阜県白川村）、毛越寺、厳島神社、国立西洋美術館、二条城、相倉民俗館1号館・相倉民俗館2号館・五箇山民俗館・五箇山塩硝の家（富山県南砺市）、堺市博物館、中尊寺、尖石縄文考古館、石見銀山世界遺産センター、石見銀山資料館、重要文化財熊谷家住宅、旧河島家、犬山城、舞鶴引揚記念館、（新規）舞鶴市立赤れんが記念館、富岡製糸場[※]

（※すでに入館無料の対応をして頂いていたが、現在正式書類の準備を進めている。）

下記施設については、現在調整中である。

松本城、木蠟資料館上芳我邸・内子座・商いと暮らし博物館（愛媛県内子町）

【ANAとのパートナーシップ事業】

3年目となり、事業内容の見直しを行った。ANAセールス株式会社と検討した結果、今後は旅行企画の催行実績の向上を目指すこととなった。旅行企画は年2回とし、そのテーマに即したイコモスアカデミーを開催する。対象となる顧客層や、広報の方法、開催時刻等についても再検討する。現在、その第1弾として「中川武氏と行くカンボジアツアー（仮）」を企画中である。なお、「シルクロードシリーズ」の旅

行企画は好評のため、第3弾が予定されている（本誌31頁参照）。

（記録：舘崎麻衣子）



前野まさる 画



日本イコモス国内委員会研究会報告

◆世界遺産を胃袋と肝臓で考える

鳥海基樹

人の世のたのしみ多し然れども酒なしになにのたのしみ 若山牧水

1. 銘醸地の世界遺産

まず、銘醸地や構成資産の一部に葡萄畑や醸造施設等のワイン関連資産を含む世界遺産を概観してみよう。2016年5月現在、ワイン関連の遺産は表1・2・3の通りである^{注1)}。

表1 世界遺産暫定リストに登録されたワイン関連資産
(全て文化遺産)

国	件名	登録年	基準
スペイン	地中海都市群のワイン/葡萄畑の文化的道	1998	(ii) (iii) (iv) (v)
クロアチア	ブリモシュテンの葡萄畑	2007	(v) (vi)
イタリア	プロセッコの丘陵	2010	(iii) (v) (vi)
スペイン	リオハの葡萄畑とワインの文化的景観	2013	(ii) (iii) (v) (vi)
南アフリカ	ケープ・ワイン生産地の初期農場	2015	(ii) (iii) (iv) (v)

表2 ワイン関連物件限定で登録されている世界遺産
(全て文化的景観)

国	件名	登録年	基準
フランス	サン・テミリオン管轄区	1999	(iii) (iv)
ポルトガル	アルト・ドウロ・ワイン生産地域	2002	(iii) (iv) (v)
ハンガリー	トカイ・ワイン生産地域の歴史的・文化的景観	2002	(iii) (v)
ポルトガル	ピコ島のワイン生産の景観	2004	(iii) (v)
スイス	ラヴォーの葡萄段々畑	2007	(iii) (iv) (v)
イタリア	ピエモンテの葡萄畑景観	2014	(iii) (v)
フランス	シャンパーニュの丘陵・メゾン・地下酒蔵	2015	(iii) (iv) (vi)
フランス	ブルゴーニュのクリマ	2015	(iii) (v)

表3 構成資産にワイン関連資産を含む世界遺産
(全て文化的景観)

国	件名	登録年	基準
イタリア	チンクエ・テッレ	1997	(ii) (iv) (v)
フランス	ロワール渓谷	2000	(i) (ii) (iv)
オーストリア	ヴァッハウ渓谷の文化的景観	2000	(ii) (iv)
オーストリア/ハンガリー	フェルテール湖・ノイジードル湖の文化的景観	2001	(v)
ドイツ	ライン渓谷中流上部	2002	(ii) (iv) (v)
イタリア	オルチャ渓谷	2004	(iv) (vi)
フランス	月の港ボルドー	2007	(i) (ii) (iv)

他にもフランスのボージョレやスペインのカヴァの生産地が世界遺産登録を目指している。また、酒類という範疇では、2006年にメキシコのテキーラの産業施設群とリュウゼツランの景観が文化的景観として基準(ii)(iii)(v)(vi)で登録されている。その他、スコットランド古代歴史的モニュメント委員会がウイスキーの歴史的蒸留施設等のリステイングを行い、ロシアのウォッカやフランスのコニャック等の蒸留酒生産地でも登録推進の動きがある。

2. ワイン関連遺産の保存概念とその拡張

世界遺産登録には顕著で普遍的な価値の挙証が必要だが、その論理の検討は、今後の嗜好品関係の遺産の保存概念の拡張や定律に有効であろう。そこで、前節で挙げた世界遺産の評価書等から挙証論理を抽出する。

まず、葡萄畑は文化的景観として考察されることが多く、必然的に景観の顕著な点が論証されるが、形



図1 ラヴォー



図2 オルチャ溪谷



図3 アルト・ドゥロ

容辞として、美しさ（プロセッコ、サン・テミリオン、シャンパーニュ）、多様性（トカイ）、牧歌的穏やかさ（ピエモンテ、オルチャ溪谷）、きめ細やかさ（ブルゴーニュ）、地形や植生の絶景的特性（ピコ島、チンクエ・テッレ）等がある。「穏やか」の逆の論理として、段々畑を人為で造成した刻苦を挙げる例も多い（プロセッコ、アルト・ドゥロ、ラヴォー、チンクエ・テッレ、フェルテー湖・ノイジードル湖、ライン溪谷）[図1]。また、イタリアに特徴的なのは、ルネサンス絵画に描かれたことを基準（vi）として提示するものである（プロセッコ、オルチャ溪谷）[図2]。

葡萄畑は川面による下から上への反射光を期待して川沿いに造成されることがあり、それは同時に出荷経路にもなるので、遺産概念が流通基盤へ拡張される事例もある（リオハ、アルト・ドゥロ、シャンパーニュ）[図3]。また、近代に於ける鉄道輸送の重要性から、それもワイン関連遺産とする例もある（リ

オハ、シャンパーニュ）。

3. 無形遺産や記憶遺産とのリンケージに向けて

ここでは、無形遺産や記憶遺産とのリンケージに向けて、ユネスコの世界文化・無形・記憶の三遺産制度を、国内的には郷土愛の涵養に結びつけ、対外的には国家のソフトパワーを産出する事案で運用しているフランスを見てみたい。

フランスのイメージのひとつとして、ガストロノミー（美食）がある。同国はまさにそれに上記三遺産制度を適用している。登録順に、サン・テミリオン（文化・1999年）、ブドウ畑を含むロワール古城群（文化・2000年）、ワイン積み出し施設を含むボルドーの月の港（文化・2007年）、フランスの美食術（無形・2010年）、シャンパーニュ（文化・2015年）、ブルゴーニュ（文化・2015年）といった具合である。さらに、ボルドー・ワインの1855年の格付けを記憶遺産登録する計画もあった（格付けの固定を懸念する一部造り手の反対で推進中断となっている）。時系列的に計画性はないが、結果として世界遺産を胃袋と肝臓で考えた一貫した流れと言えよう。

さらに、これらの中には、外交的和解という文脈も垣間見られる。

ワインの銘醸地で世界初の文化遺産となったサン・テミリオンは、文化的景観の範疇に入る。この類型は、教科書的には世界遺産の南北問題解決のために1992年に創設されたとされる。ただ、サン・テミリオンの登録過程での議論からは、東西問題解決の意図が見えてくる。1989年に始まるビロード革命後の東欧諸国で乱開発が進み、世界的遺産が滅失する懸念に対し、それを守る仕組みとしてワイン関連の文化的景観を利用する作戦である。ワインは、キリスト教文化を共通の土台とする東西欧州にとって、政治体制を問わない資産だった。

また、シャンパーニュの申請では、ドイツ系業者の活躍や女性の社会進出といった現代的テーマに引き付けた物語が構築されている。クリュッグやボランジェ等、ドイツ系の作り手が多く、それらは二度の世界大戦という困難な状況を乗り越え、フランスを



代表するメーカーとなった。著名銘柄のヴーヴ・クリコは、文字通りクリコ未亡人の手腕が確立したブランドで、その他にもボメリー夫人等、19世紀という早期の時点での女性の活躍が顕著なのである。

さらに、ブルゴーニュに正式登録名は「ブルゴーニュのクリマ」で、クリマとはワイン用語では畑の区画とほぼ同義だが、一般的語感としては「気候」であり、現代の環境問題への意識の先駆として捉えられている。

対して、日本はどうだろう。和食は2013年に無形遺産となっているが、酒に関しては、歴史的な酒蔵が耐震補強費用の欠如等で続々壊されている。また、山田錦等の酒造好適米の生産地は、文化財としての認識も稀薄である。世界遺産化はさておき、まずそれらを一貫して保全・活用する技術や施策を確立したい。

そしてそれは、昨今ぎすぎすとする東アジアとの外交的相互理解の一助となるのではないか。我々には、食物自体や加工法に加え、箸の使用や陶磁食器の意匠等でも共通性が多い。それにそもそも、韓国料理とマッコリ、中国料理と紹興酒の旨さを否定する人は少ないはずである。

注1) ポルトガルのポルト歴史地区にもポート・ワインの積み出し港が存在するが、緩衝地帯内なので除外した。また、同国のマデイラ島もワインの銘醸地だが、登録されたのはラウリシールヴァと呼ばれる樹林相で、類型も自然遺産なので除外している。

2016年熊本地震 日本イコモス国内委員会調査報告 文化財建造物の被害状況と復旧への展望

矢野和之

日本イコモスは、4月14日・15日に起きた震度7の前震、本震とその後の余震で大きな被害をだした文化財建造物の調査をWMF（ワールド・モノユメント財団）、日本建築学会と合同で5月3・4・5日に（一部は6日まで）総勢16名で行った。その結果の報告を荻谷副委員長がスライドを交えながら行った。

この報告書は印刷するとともにウェブサイトで公開している。

熊本城や阿蘇神社、江藤家住宅などの国指定重要文化財の他、ジェーンズ邸や八勢眼鏡橋などの県指定や市町村指定の他、矢野家住宅や本妙寺楼門などの登録文化財、各地の神社や寺院、住宅など未指定の歴史的建造物が大きく損壊している状況が紹介された。断層が動くという直下型の地震の凄まじさを物語っている。この調査を踏まえ、5月12日付けで、「熊本地震で被災した文化財等の保存に向けた緊急アピール」を発表した。また、英文で被害状況の速報とともに世界に発信した。

ただ、国指定物件以外の被災建造物の修理・復興については目途が立っておらず、阪神淡路大震災、東日本大震災、中越沖地震復興の先進事例に倣った復興基金の立ち上げが大事ではないかというのが全員の総意であった。

日本イコモスとしては、今後熊本において文化財の復興についての活動を続けて、建築学会や建築士会の文化財ドクターの調査や活動と連携していくこととした。

平成28年熊本地震被災歴史的建造物保全 フォーラム「文化遺産の復興と継承」開催報告

富士川一裕

開催に至る経緯

熊本地震の後、日本イコモス国内委員会の対応は早かった。4月16日の本震から9日後の25日には、調査準備のために矢野和之事務局長が熊本入りした。5月3日～5日、16人の調査団を編成し、県内および熊本城と城下町における文化遺産の被災状況を調査して、5月12日には保存の緊急アピール文を出し、報告書を作成配布した。一方、九州各県のヘリテージ・マネージャーは、5月から歴史的建造物の被災調査を悉皆的に始め、7月22日には文化財ドクターの『中間報告会』が日本建築学会・建築士会連合会等の

主催によって東京・工学院大学で開催された。

今回7月30日の熊本学園大学での熊本地震被災歴史的建造物保全フォーラムは、同報告会の延長線上に、さらに地元関係者での深い議論を呼び起こし、文化遺産の復興と継承の方策を見出すことを目的とした。

当日プログラムと講演の概要

講演に先立って矢部絹子氏により、西村委員長の開催趣旨が読み上げられた。

第1部では、日本ICOMOS国内委員会の荻谷勇雅副委員長による被災調査の概要報告が行われ、次に本日の主たる講演者である兵庫県教育委員会事務局参事・村上裕道氏による「阪神淡路大震災の経験から」と題した講演が行われた（次原稿）。講演の後には地元選出の国会議員から、熊本地震復興基金の制度立ち上げの状況が報告された。

第2部では、地元熊本市新町古町地区の震災後の動きを熊本まちなみトラスト富士川一裕事務局長から報告、次に熊本大学伊藤重剛教授から文化財ドクター『中間報告会』の提言が紹介され、会場参加者との意見交換、司会者による総括と続いた。

参加者の概要

- A. 歴史的建造物所有者等の直接当事者
 - B. 文化財・都市計画・都市景観等、関係行政職員
 - C. ヘリテージマネージャー、設計者、歴史的建造物修復関係工務店
 - D. 大学等研究者、学生
 - E. 地元国会議員や秘書、市会議員
- 歴史的環境の保全に連携・連帯する市民
参加者総数：180人（報道関係者を含む）

会場からの発言

「個人の手に余る復旧費用に呆然としている」、「余震の続くなか、落ちた壁土を片づけながら恐る恐る使っている」、「300年の歴史ある社殿が倒壊したが地元住民が協力して残していこうという動きがある」、「市指定の文化財になっているが、膨大な復旧費用に

対して補助金の額があまりにも少ない」などの意見が所有者等からでた。

ある市の教育委員会職員からは、「合併時に条例改正して登録文化財も指定文化財と同等の支援ができるようになったが、予算が少ないので創意工夫をしながら文化財の保護をすすめている」などの報告があった。

ヘリテージ・マネージャーのリーダーからは「これから復旧調査に取り掛かろうとしている。被災した歴史的建造物は個人の財産であるとともに地域住民の心の拠り所である共有の財産である。あきらめないで強い気持ちを持って取り組んでいただきたい。ヘリテージ・マネージャーはいつもお傍にいます。」というエールが送られた。

本日フォーラムのまとめ

以上のような会場の意見を受けて、司会者（矢野事務局長）からの以下のようなまとめでフォーラムは締めくくられた。

- ①被災者の方の互いに助け合う場や情報交換の場、関係機関への要望等に力を合わせる場となるような熊本地震被災文化遺産所有者等連絡協議会の設立が望まれる。
- ②本日の講演で紹介された神戸の例のように、県と市が力を合わせて創意工夫する（さらに進化させた「熊本方式」の）手法の開発が期待される。
- ③一件一件の息の長い復旧修復を実現するためには、ヘリテージ・マネージャーをはじめとする熱意ある技術者の支援が欠かせない。

歴史文化が地域の持続性に果たす役割
—阪神淡路大震災の経験から—

村上裕道

はじめに

社会的・経済的な諸機能が高度に集積し、高齢化が進む成熟した大都市を初めて直撃した阪神・淡路



大震災は、様々な分野において自然災害への対応について課題を提起した。それは文化財保護の分野においても同様である。

文化(財)は社会や住民の暮らしに欠かすことができない基本的な公共財である^{注1}との認識のもと、創造的復興に向けて文化財の復興に取り組んだ。その概念は2015年の第3回国連防災会議の枠組みにおける国際専門家会合『仙台宣言』における、Build Back Betterに凝縮している。

1 阪神淡路大震災における災害対応

(1) 被害調査

文化財の被害調査は、件数が膨大であったため困難を極めた。そのため、1)文化庁による国指定文化財の調査団の派遣、2)日本建築学会による歴史的建造物の調査団編成、3)近畿府県の文化財担当者による地方公共団体指定文化財の調査団派遣、4)各種NPO等民間組織による調査が行われた。

また、美術品は廃棄・散逸の恐れがあったことから、兵庫県教育委員会と「阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会」を組織して、文化財レスキュー

事業を実施した(図1)。この事業は、わが国で初めての災害時の文化財救援事業であること、指定物件に限らず未指定の文化財等も対象としたこと、個人・団体のボランティアの参加が多数見られたことなどの点で画期的なものであった。

そして、この活動の経験は、後に文化庁防災業務計画に「文化財等救援委員会設置要領^{注2}」としてまとめられた。

(2) 復旧

災害復旧事業についても、様々な分野の協働により実施され、公的な支援をはじめ、民間団体の協力を得て、全国的基金キャンペーンを実施していただく等、最大限、所有者の負担を軽減した(表1)。特に、「(財)阪神・淡路大震災復興基金」により、日本建築学会と共同で調査を行った価値の高い歴史的建造物についても、500万円を上限とする助成制度(表2)が設けられ、後に、この経験が登録文化財制度の創設に繋がったことは大きい。

また、被害を受けた指定文化財建造物は、1998年度までに修理を完了したが、耐震性能の向上については、文化庁防災業務計画に「人命の安全を図るべ

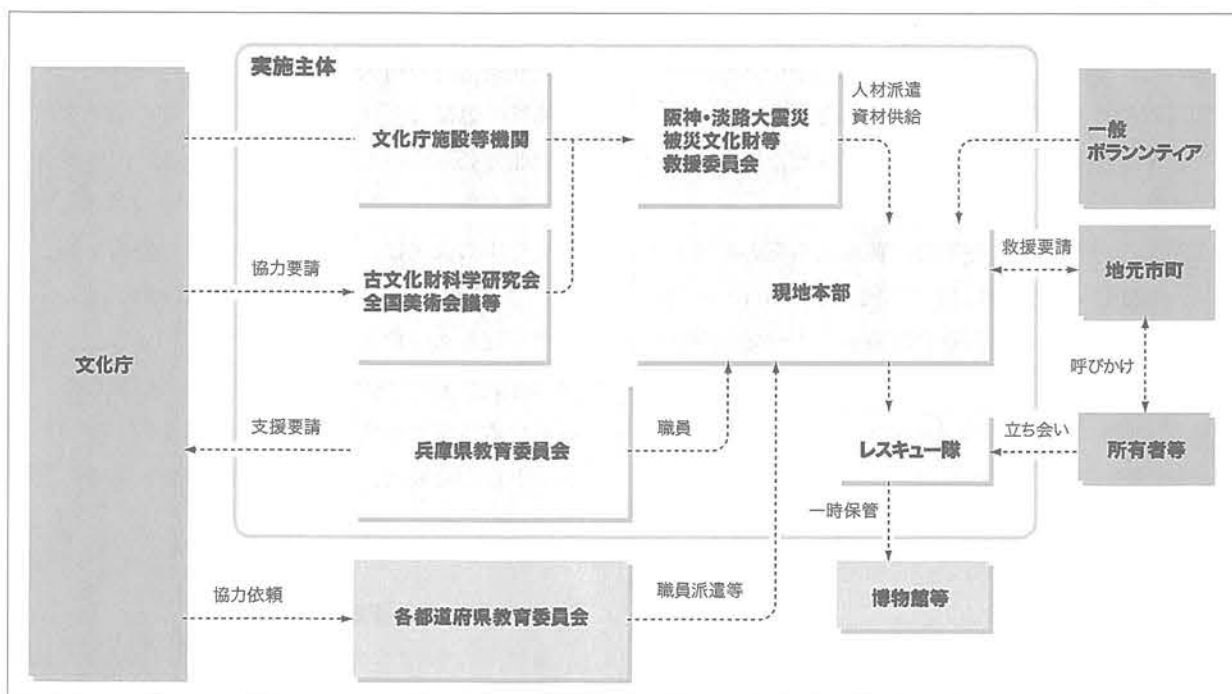


図1 文化財レスキュー事業図

現地本部を神戸芸術工科大学の協力を得て開設、レスキューの資材及び搬送車は民間会社の協力を得て、延べ564名の専門家のボランティア参加により実施。資金も文化財保護振興財団はじめ各機関の協力・募金を得た。なお、救援期間は平成7年2月17日から同4月27日(「自立復興の日」)までの70日間であった。

表1 文化財修理費助成の考え方

区分	公的資金	準公的資金	民間資金
主体	国・県・市町	(財)阪神淡路大震災復興基金	(財)文化財保護復興財団他
財源	公費	交付税 宝くじ収益	個人・法人寄付 モーターボート収益他
考え方	公益性・公平性(すべての指定文化財に同じ補助) 宗教建築は要審査 (告示行為により文化財の線引き確定)	公平性 (すべての指定文化財に補助) 宗教建築は要審査 (地域に根ざした文化的建造物として助成)	特定性・補完性 (限定的補助も可) 宗教建築も可 (地域に根ざした文化的建造物として助成)
対象文化財	国・県・市町指定文化財	1.国、県、市町指定文化財 2.未指定文化財 (歴史的建造物・文化的建造物)	1.未指定文化財 (美術工芸品・寺社・近代洋風建築) 2.国、県、市町指定文化財の補助対象外部分、物件
意図	1.規制に対する損失補填 2.早急な復旧	1.早急な復旧支援のため個人・法人所有者の負担軽減 2.歴史的建造物所有者の復旧意識の啓発、負担軽減 3.寺社を中心とした地域に根ざした文化の復旧	1.文化財保護意識の啓発に伴う国民的支援の醸成 2.行政対応困難な対象への補完的助成 3.復旧支援のため、個人、法人所有者の負担軽減
補助	国指定90～95% 県指定2/3 市町指定1/2 (国・県・市町補助合計)	所有者負担金の1/2 未指定文化財(500万円上限)	文化財保護復興財団補助(500万円上限) モーターボート収益金による助成(250～2500万円)
件数	128件	約600件(対象)所有者からの申請で対応	約100件(対象)所有者からの申請

く、当該建造物の強度を向上させる」との方針が規定された。そして、2001年に「重要文化財（建造物）耐震診断指針」[同参考資料集]^{注3}にとりまとめる等、災害復旧事業を通じて技術力を進捗させたことは重要である。

未指定の歴史的建造物等修理費助成事業の対象となった322件の内、2005年までに295件(91.6%)の修理を完了した。歴史的建造物所有者の建物処理についての相談相手を見ると、アンケート数901件、回答数552件のうち、修復の計画を担うべき建築家設計事務所が修復・修理した率を見ると67%と住宅メーカーに次いで低かった。修復・修理に理解を示す建築家設計事務所の育成が喫緊の課題であることが判った。

(3) 復興

灘の酒蔵群(図2)のように地域の相当の部分占める歴史的建造物が一瞬にして欠失した場合、歴史的環境の回復に長時間を要することを実感した。地

域の歴史的環境を構成する身近な資産である大量の歴史的建造物の消失によって生ずる、慣れ親しんだ雰囲気急激な変化は、コミュニティの崩壊を招き、孤独死の発生率の上昇を見る等、地域住民へ精神的な影響も与えた。また、復興まちづくりにおける寄って立つ所の喪失は、その方針の収斂に時間を要した。さらに、その多量な歴史的な資産を維持するには、地域でそれらの活用を考える人材を確保することが喫緊の課題であり、指定文化財建造物とは異なる、使い続ける多量の歴史的建造物の修復を担うマネジメント能力を備えた人材の育成が重要であることを認識した。

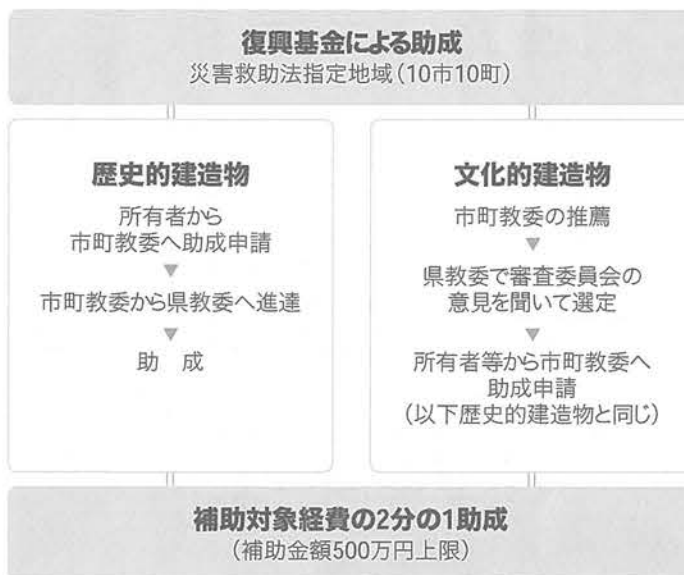
2 文化財防災の基本は人材育成

本年、兵庫県でのヘリテージマネージャー（以下、HMで記す）の受講者総数が400人を越えた。歴史的建造物の発見や修理のできる建築士等の育成を念頭に、(公社)兵庫県建築士会と連携して建築士を対



表2 (財) 阪神・淡路大震災復興基金による未指定文化財復旧支援の状況 (平成 17 年 3 月現在)

事業名称	申請数	復旧数	推移率
歴史的建造物修理費助成	101	85	84%
文化的建造物修理費助成	221	210	95%



歴史的建造物：市町指定文化財と同等の価値があると考えられるもので、市町が重要と刊行物等で周知したもの内、建築学会が調査した物件。

文化的建造物：地域のシンボル・愛着のある建物等住民から保存要望があり、市町教委が推薦したもの内、県審査会が認めたもの。

申請数は、補助の対象としているもので、参考数値。



図2 灘の酒造群被害状況

灘五郷の西側に位置する西郷付近(神戸市灘区大石付近)の酒蔵群を示す。うすい着色部は地震により倒壊した箇所を示す。地震により同地域内の酒蔵は、ほぼ全壊。復旧したのは濃い着色部の県指定(有形民俗)沢の鶴大蔵の一件のみである。

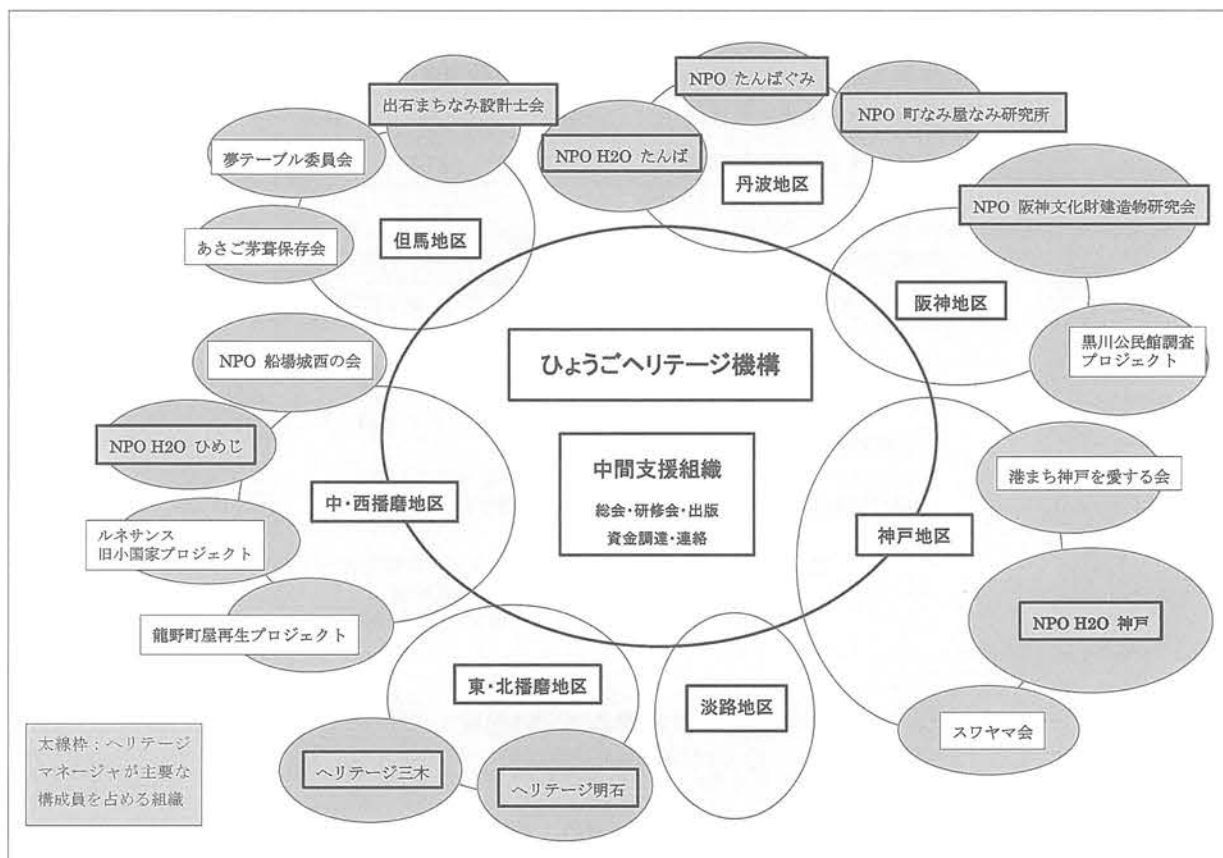


図3 ひょうごヘリテージ機構の組織図

象とした「兵庫県ヘリテージマネージャー養成講習会（以下、講習会で記す。）」を2001年度から開始した。2015年度末には第13期の講習会を終え、兵庫県建築士会の約2割の人数を数える。

養成講習会を終了した受講生は、開放型ネットワークである「ひょうごヘリテージ機構（H2O）」を立ち上げた。同組織は、地域に根ざして現場で活躍する地区活動グループと中間支援を中心に考えるグループよりなる（図3）。現在、グループ内にNPOを包含し、地域住民の活動組織に参加してHMの考えを展開する人達も排出し、当初のアメーバのように拡げる方策が顕在化してきた。

HMの活動は、地域の再生を見据えた施策とも同期して地域づくり、ひとづくりのあらゆる分野に浸透しつつある。個別の歴史的建造物の文化財登録調査、修理事業からファンドの形成、町並みアートフェスティバルや定期市、また、任意のグループ活動からNPO法人や社会的企業まで多種多様な活動内容・組

織となっており、講習会もH2O神戸が主催するなど自己増殖するまでになっている。

さらに、2011年頃から全国各地でHMの養成が開始され、2015年10月時点では35道府県に広がり、本年度898名が受講し、受講者総数は延べ2,684名を数える等、急激に増加している。そして、行政では難しい歴史文化を生かしたビジネスまでも視野に入れた活動へと拡大し、平時から活用を前提とした歴史的建造物の保護を実現しつつある。

3 まとめ

阪神淡路大震災以降の多くの自然災害において知見を蓄積してきた。2000年鳥取西部地震では、公費解体より住宅等の修理支援を重視し、2007年中越沖地震、能登半島地震を通して住宅等への復旧支援のワンストップサービスの構築や歴史地区の復興に重伝建地区の認定等を活用した事例、2011年東日本大震災における、運用利回型の復興基金の運用による



支援から低金利に対応した取崩型の復興基金の運用等、多大な犠牲の上に防災基本計画に「文化財」が記載され、2014年大規模地震防災・減災対策大綱に文化財の防災対策が詳述される等、制度の構築が一步步進められてきた。

発生確率の低い、地震等の大規模自然災害は、個々の経験がそれ故より重要となり、各地震対応について、検証を通して歴史的な事例として扱われる。熊本地震においても新たな知見を得て皆の知恵の結晶である先例をレビューし、磨き上げることをお願いしたい。

注1：一阪神・淡路大震災一復興10年総括検証・提言報告 第3編分野別検証 III社会・文化分野、編集・発行 復興10年委員会、企画 兵庫県、平成17年3月

注2：文化庁防災業務計画、1996年5月29日修正「文化財等救援委員会設置要領」一非常災害が発生し、かつ被害が甚大で、(1)文化庁から被災地の地方公共団体への連絡が取れない場合、(2)被災地の地方公共団体が文化財に対する緊急対応が困難な場合には、文化庁関係各課の外文化財保護部長が指名した者により文化財等救援委員会を構成する。

注3：伝統的木造建造物に関する構造実験報告書その1(1997年8月)～その4(2000年11月)、奈良国立文化財研究所、重要文化財(建造物)耐震診断指針(文化庁文化財部、2001年3月)、同参考資料集(文化庁建造物課、2000年3月)

(兵庫県教育委員会 事務局参事)

第40回世界遺産委員会報告

稲葉信子

標記会合はイスタンブールで開催され、会期は2016年7月10日から20日までであったが、15日夜に発生したクーデターにより16日はホテル待機、17日のみ再開して、残った議題は10月ユネスコ本部で審議することとして散会した。首都アンカラとともにイスタンブールもクーデターの発生地となったため、日本の関係者には心配をかけることとなったが、会議場とその周辺のホテルは衝突地点から離れていて被害はなかった。

予定していた議事のうち、保全状態の審査と新規遺産の審査までをイスタンブールで終えた。残りは軽微な変更の審査、オペレーショナルガイドライン

の改定などである。「紀伊山地の霊場と参詣道」の軽微な変更は先送りとなった。

新規記載案件は、文化遺産12件、自然遺産6件、複合遺産3件、計21件。その結果、世界遺産リストの総数は、文化遺産814件、自然遺産203件、複合遺産35件、計1,052件となった。また危機遺産リストについては、リビアの遺産5件ほか8件を追加、ムツヘタの文化財群(ジョージア)1件を削除して計55件となった。

ル・コルビュジエの建築作品は、評価基準(ii)と(vi)でイコモスから記載の勧告が出ていたが、レバノンの提案により、基準(i)すなわち傑作としての評価が追加されることとなった。このところイコモスではシリアル登録について、基準はすべての構成資産に均等に適用できないといけない、すなわち一部の構成資産のみが満足するのではアウトというルールを敷いている。17も構成資産があるこの案件について、そのすべてが傑作にはあたらないとの判断からこの基準ははずされていた。コルビュジエほどの建築家ならば、たとえ一部でも満足するものが含まれているなら、傑作としての評価を与えたいと思うのは理解できるし、これまでも総合的に評価してそうしてきた例は数多くある。文化遺産を審査していくことの難しさを改めて感じさせられた。

ル・コルビュジエの審査については、2008年に22資産でディファー(委員会でリファー)、2011年に19資産で不記載(委員会でディファー)となり、推薦国とイコモスでOUVと資産構成のすり合わせに苦労してきた経緯がある。その顛末から注目されていたのが、フランク・ロイド・ライトの審査である。米国は10資産のシリアルで推薦してきたが、イコモスの評価は、コルビュジエの途中段階に似た、作品ではなく建築家の推薦であることを指摘したディファーの評価であった。米国は4に絞る案を用意してきており、これが修正議案として提示され、しかもディファーではなく記載かりファーかで投票が行われリファーが確定した。ベトナムが、紆余曲折したコルビュジエの経験にならうべきであり、それからすれば米国の新たな提案は考慮に値するものであり、こ

こで決定を延ばして米国をあと1年といえども待たせる必要はない。現状で十分にOUVは満足されているという主旨の興味深い発言をした。

今回の委員会では、計33件の新規遺産審査のうち、例年より多い7件が取り下げ、一方で上記のライトを除きイコモスが審査した文化・複合6件（いずれもディファアー）が、委員国の反対がほとんどないまますべて2段階あがって記載となった。委員会に最終決定権がある限り起こり得ないことではないが、これまでは勧告を覆したとしても1段階程度で収まっていた。昨年の報告でも触れたが、委員会での対決を避けるべく、締約国側でもイコモス側でもそれぞれ、事前の「ダイアログ（対話）」の必要性を認識しその方法を模索している。1月の中間報告の提出など今年からそれが始まり、長崎のキリスト教関係遺産は取り下げをすることとなったが、しかしまだ過渡期であってこの方法なら締約国側もイコモス側も満足するという状態には至っていない。昨年の委員国改選で慣れない新しい国が入ったからという解釈もできようが、今回の問題は、審査プロセスにかかるもっと根本的なところに根差していると筆者は考えている。

世界遺産委員会に参加して

狩野朋子

世界遺産の力は非常に強く、まちを大きく変えていく。登録後にまちの経済が潤う一方、観光客の増大は空間の保存、安全・安心できる生活の保障を難しくする場合もある。今回は「世界遺産と防災」（科研、2016年より始動）の一環で、特に地震国の歴史的都市での危機管理がどの程度登録時に議論されるのか、またトルコの古都ベルガマ（2014年世界文化遺産登録）におけるひろばの保存と危機管理プロジェクト推進の可能性を探るために参加させて頂いた。

委員会では自然遺産で災害が発生した際の地域社

会の復興力について触れられていたが、文化遺産登録過程では危機管理について特に言及されていなかった。ベルガマの保存状況報告書でも、防災計画の必要性は認識されつつも具体的な計画は存在しないことが判明した。

サイドイベント“YouCanRescue Heritage Exhibition”（ICORP、ICORP Turkey 他主催）では、文化遺産が自然災害と人為的災害のリスクに直面していることが示され、人々の積極的な行動（計画からリハビリまで）が文化遺産の保護に繋がることをパネルならびに Zeynep Gül Ünal 教授（イスタンブール大学、展示責任者）の紹介で意識させられた。現地ワークショップでの子供達の「好きな場所の絵」には、集団の記憶が文化遺産によっても形成されていることが描かれていて印象的であった。

今回はトルコ初の世界遺産委員会であり、イスタンブール市内には主催国であることを祝福する告知が多く見られたが、クーデター未遂により延期した。まさに世界遺産と委員会自体の危機管理の必要性が問われた重要な機会となったと思う。また、特にコルビュジエの近代建築が山名先生はじめ関係者皆様の長年の努力を経て登録されたことも拝見でき、歴史的瞬間に立ち会えたことに感謝している。

紀伊山地の霊場と参詣道の拡張登録承認

西村幸夫

2016年7月10日から20日までイスタンブールで開催された第40回世界遺産委員会において、日本が提案していた紀伊山地の霊場と参詣道の拡張登録は現地でのクーデター未遂事件の余波で世界遺産委員会が途中で延期されたため認められるに至らなかった。

紀伊山地の霊場と参詣道は2004年に世界遺産として登録されたが、その時の世界遺産委員会において、保存管理計画の改定と景観上の改善点などを指摘さ



れていた。2006年に改訂された保存管理計画がユネスコ世界遺産センターに提出されている。この改訂版保存管理計画に沿ってより確実な資産の保存および管理を進めること、同時に並行して進められた追加の史跡指定に向けた調査の結果、文化庁による新たな史跡指定がなされたことによって、確実な保存措置がとられたことをもって、軽微な拡張申請をおこなっていたものである。

今回の申請は、和歌山県内の参詣道の部分に限っておこなわれた。対象となったのは、熊野参詣道と高野山町石道で、前者は構成資産が7.3ha増加し、計136.9haとなった。後者の町石道部分は、周辺の黒河道（くろこみち）、女人道、京大坂道を加えた計3.8haが追加され、4つの道の構成資産部分は合計18.1haとなる。また、高野山周辺で町石道以外の3つの参詣道が追加されたため、名称を高野山町石道から高野参詣道に変更することを提案し、これもイコモスの提案では認められていたもの。

これらの拡張によって、参詣道は全体で307.6kmから347.7kmへ、延長で13%増加しているが、面積で見ると拡張は2.2%の増加にとどまっており、軽微な変更と認められた。また、この拡張によって資産全体のオーセンティシティとインテグリティが強化されることになるとイコモスは評価していた。

今年10月下旬にパリで開催されることになった臨時委員会で審議されることとなった。同時に、保存管理計画の軽微な変更も審議される。

第8小委員会(バッファゾーン)報告 「日本の世界遺産の保護施策の充実のために ～バッファゾーンをめぐる～(予備的提言)」の発表

日本イコモス国内委員会事務局

かねてより第8小委員会で議論されてきたバッファゾーンをめぐる保護施策に関し、7月1日、22～25頁の通り第8小委員会からの予備的提言として公表した。

第13小委員会(眺望、セッティング)報告 外苑絵画館前からの富士山眺望の保全に関する声明

赤坂 信

新国立競技場建設に伴う旧施設の解体の結果、かつての「富士見」が昨夏から再現され、多くの人々の関心が寄せられている。今後、富士山への眺望が何らかのかたちで尊重され、まちづくりにも活かされることを期待し、日本イコモス国内委員会が「外苑絵画館前からの富士山眺望の保全に関する声明」を公表。同日、文部科学省記者クラブや関係の報道機関に通知された。第2回拡大理事会では、インフォ誌上での「提言」の掲載と研究会の開催が提案されたが、その後、時機を考慮し、いち早く「声明」を出した。これは、文化遺産としての「眺望」の価値に対する社会的理解と関心の度合いを、先ず進めたいというのが第一の目的だ。2005年のイコモス総会（中国・西安）でシンポジウムは、townscapeとlandscapeのsettingを再考しようというもので、ランドスケープの保全が主題だったと記憶している。11年たった今日、眺望を含むランドスケープの保全についてどれだけ議論が進んでいるだろうか。眺望の保存のためには従来のモノの保存から眺望の維持のための「状況」の保全へのパラダイムシフトが必要とされる。26～27頁に「声明」の全文を掲載する。



INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES
JAPAN ICOMOS NATIONAL COMMITTEE
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F, Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo Japan 101-0003
Tel & Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

平成 28 年 7 月 1 日

日本の世界遺産の保護施策の充実のために
～バッファゾーンをめぐって～
(予備的提言)

日本イコモス国内委員会 第 8 小委員会
主査 崎谷康文

これまで、日本イコモス国内委員会は、日本の文化遺産（世界遺産を含む。）をめぐり
周辺環境の保護に関わる個別の事項について、必要に応じ、意見を述べ、提言を行ってき
たところである。

日本イコモス国内委員会は、近年、世界遺産のバッファゾーンに関連して種々の課題が
生じている状況にかんがみ、文化遺産の保護をより適切に行うためのバッファゾーン（緩
衝地帯）の在り方について検討するため、第 8 小委員会（バッファゾーン）を設置し、バ
ッファゾーンに対するユネスコの国際的議論と国内の問題についての論点整理や日本の世
界遺産のバッファゾーンの具体的案件に関する当事者・関係者からの意見の聴取などを行
ってきた。

バッファゾーンに関する課題については、日本の文化財保護施策や都市計画・景観等関
連施策の状況の把握と今後の充実策、また財産権の尊重との調整、市民・住民の参加・協
力の具体的仕組みづくり等、検討すべき事項が多く、また、範囲が広く、これらの課題が
複雑に絡み合っている。

第 8 小委員会は、これまでの議論と検討をさらに深め、国際動向や国内世論をも踏まえ
つつ、文化遺産の保護がより適切に行われるよう、バッファゾーンの在り方について提言
を行っていきたいと考えている。

1 世界遺産のバッファゾーン概念の発展・進化について

世界遺産登録のオペレーショナルガイドライン（OG）に記載されるバッファゾーンの概
念は、世界遺産登録の件数や種類の増加、世界遺産をめぐり状況の多様化等にあわせて議
論がなされ、『World Heritage Papers』25 号に「World Heritage and Buffer Zones」
としてまとめられるなど、その登録資産の保護のために補充的に果たすべき機能の拡大が
図られつつある。すなわち、登録資産の周辺地帯あるいは緩衝地帯としての機能を超えて、
資産本体ではないとしつつも、資産本体との連続性や一体性が期待され、さらには精神的
の共有等が要請されるようになってきている。また、登録資産の保護はもちろん、バッフ
ァゾーンの保全についても、所有者や行政、専門家だけでなく、市民、地域住民の関与の
必要性がより強調されるようになってきている。



2 バッファゾーンの保全にかかる課題について

これまで、日本の世界遺産登録に当たって設定されるバッファゾーンの保全は、都市計画や景観等に関する法令・条例で担保されることが通例であり、文化財保護に関する法令・条例はほとんど適用されていない。

このような都市計画や景観等の法令・条例は、バッファゾーンの保全に一定の効果を挙げているものの、文化財保護の観点による規制をするものではないこともあって、それらの法令・条例の目的や基準等に合致すれば、行政部局はバッファゾーン内の現状変更行為の許可等をせざるを得ない状況にある。その場合、文化財保護の対象である資産本体との連続性や一体性、精神性の共有等との齟齬が生じ得る事態となる。そして、これらの法令・条例及びその基準等が、文化遺産本体と連続するバッファゾーンの保全という視点を欠いたまま運用され、また変更されることがあれば、その保全に大きな支障となることが推測される。

日本の法制は、財産権・所有権の制限には極めて慎重である。文化財保護法に基づく、重要文化財、史跡等の文化財の指定は厳しい行為制限に対する所有者等の確実な合意と補助金や税制措置等の比較的厚い支援措置を前提に実施されている。これに対し、バッファゾーンに関わる都市計画や景観等の法令・条例の施行は必ずしも個別所有者等の合意や適切な支援措置を持たないことから、結果的には十分な保全措置とはなり得ていない。

一般に、文化財保護の担当部局と都市計画等の担当部局が異なることもあり、資産とバッファゾーンの連続的、一体的な保全の必要性について連携が不十分なことが多い。

さらに、資産の保護、バッファゾーンの十全な保全には市民や近隣住民の支援・協力や理解が重要であるが、現状において、これを受け入れる仕組みは整備されておらず、それに向けた意識も育っていないと言いがたい。

なお、比較的厚い支援措置を期待できる文化財指定資産であっても、その維持・修理に要する経費の増大にもかかわらず、全般的な景気低迷、人口減少・高齢化・過疎化・宗教離れ等の社会変動の影響もあり、所有者等は重い負担を抱えている。

このような日本特有とも言える状況が、世界遺産の保護、バッファゾーンの保全に大きな課題を投げかけている。

3 世界遺産地域の保護・保全のための総合的な法制度・行財政制度の必要性

上述のように、現行の制度は、世界遺産地域(資産及びバッファゾーン)の保護・保全を効果的に行うためには、不十分であり、様々な問題を抱えている。世界遺産の資産となる地域とバッファゾーンである地域の設定については、常に検証し、必要に応じ適切な拡充等の措置を取ることが求められる。このような運用の改善だけでなく、資産とバッファゾーンの確実な保護・保全を図るためには、総合的な法制度・行財政の確立が急務である。その際、考慮すべきことの一つは、所有者等の過大な負担を軽減することである。

このように考えると、資産のより適切な保護を図ることがまず必要であり、そのための施策として、

- ①文化財保護法による現状変更規制の厳格化とこれに見合う支援措置の拡大(補助率の嵩上げ、税制優遇の増大等)

②バッファゾーンを含めた保存管理計画等の充実と適切な運用

③防災施設の強化、耐震対策の充実

を進めることが求められる。

資産の保護をより強化するとともに、これと一体的、連続的にバッファゾーンのより適切な保全を図ることが必要である。そのため、

①バッファゾーンのより適切な設定（範囲の拡大や精査等）

②バッファゾーンの範囲の明示及びバッファゾーンが資産と一体的に保護されるべきものであることについての周知

③バッファゾーンについて文化財保護法の適用

- ・ バッファゾーンについて文化財保護法による史跡等の指定
- ・ 文化財保護法の「環境保全」条項の適用
- ・ 文化財保護法の改正による保全措置の充実

④都市計画法、景観法、歴史まちづくり法、河川法その他関連法の改正

バッファゾーンの保全（文化遺産との一体的な保護）をも当該法令の目的に組み込むなど、バッファゾーンの保全に直接資するための改正

⑤関連法令に基づく自治体の条例、独自条例等の充実と効果の拡大

⑥バッファゾーン内の文化財指定等以外の土地・建物、景観等の保全・保護に対する所有者等への支援措置の創設・充実

などについて検討を進める必要がある。

世界遺産地域の保護・保全に関する法制度の改正については、文化財保護法の改正により世界遺産を含む日本の文化財保護の仕組みに資産と周辺環境をより一体的に保全するという考え方を取り入れていくことに加え、「世界遺産特別法」の立法を含む総合的な法制度・行財政制度の確立を図ることが考えられる。どのような制度が望ましいか、その具体的内容については、今後集中的な検討が必要である。

このような総合的な法制度・行財政制度を確立するに当たっては、該当する資産及びバッファゾーンについて加えられる規制に関し、どのように、所有者等の合意を得、また、協力を得るのかなどの手続き等について検討する必要がある。

さらに、遺産本体とバッファゾーンとの連続的、一体的な保全の重要性などを始めとする、世界遺産保護についての住民や一般国民の関心をより深く喚起することが必要である。それにより、文化遺産に対し日常的な維持管理への協力や寄付の機会が増えていくようにすることが重要である。そのためにも、国や地方自治体において、各種専門担当者（文化財専門担当者と都市計画等専門担当者など）を含む総合的な担当部署を設置し、世界遺産保護に向けた専門担当者の研鑽・研修の機会を拡充するとともに、世界遺産の保護がより強化して適切に行われ、普及啓蒙に関わる活動が積極的に進められるよう配慮すべきである。

また、文化遺産とバッファゾーンを一体的、広域的に保全することの重要性が広く認識され、適切な措置が進められることは、文化遺産の保存がこれまで以上に強化されるとい



うだけではなく、同時に、過度の商業的利用に傾くことのないよう留意しつつ、文化遺産が観光の対象などとして合理的かつ適切に活用されることなどによって、多くの人々が文化遺産への幅広い関心を高め、文化遺産が未来の世代へ受け継がれていくことをより確実にすることにつながることを確認しておきたい。

なお、以上述べた措置は、法制度の改正によって初めて実現できるものもあるが、現行制度の充実・改善によって実現可能なものも少なくないと考えられるので、これらの点の検討を進めることは急務となっている。

以上は、これまでの第8小委員会において議論し検討してきたことを中間的に整理したものである。第8小委員会としては引き続き議論を深めていく考えであり、忌憚ない意見を各方面からいただければ幸いである。

日本イコモス国内委員会事務局

〒101-0003

東京都千代田区一ツ橋 2-5-5

岩波書店一ツ橋ビル 13F

文化財保存計画協会気付

日本イコモス国内委員会

FAX: 03-3261-5303

E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

事務局長：矢野和之



INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES
JAPAN ICOMOS NATIONAL COMMITTEE
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy
2-5-5-13F, Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo Japan 101-0003
Tel & Fax: +81-3-3261-5303
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

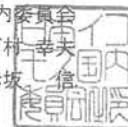
2016年7月11日

外苑絵画館前からの富士山眺望の保全に関する声明

日本イコモス国内委員会

委員長 西村 幸夫

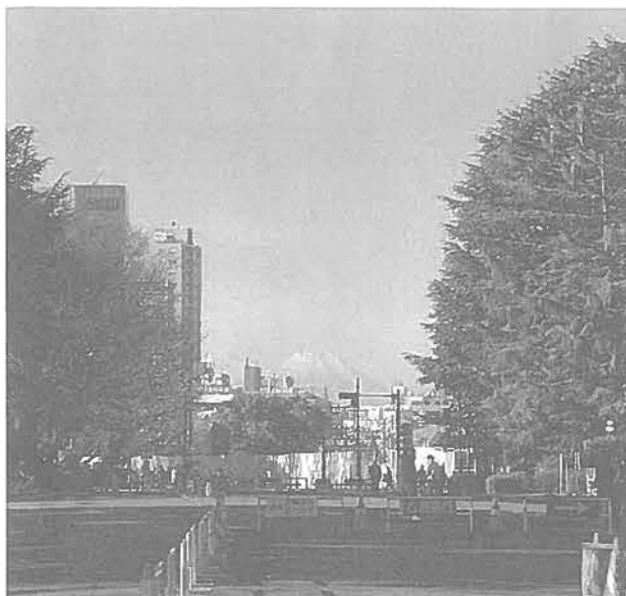
第13小委員会(眺望遺産)主査 赤坂 信



昨夏に旧国立競技場が解体されたことで、外苑絵画館前から富士山が望めるようになったことに多くの人々が関心を寄せています。絵画館がある一帯では、江戸期に北斎や広重によって富士山が描かれており、付近の神社には富士塚が現存するなど、地形的にも歴史的にも富士山がよく見えていた地域でした。

明治神宮外苑の計画が進められた際も、敷地は当時、広々とした青山練兵場であり、そこから望む富士山を外苑全体の配置計画の手掛かりにしたことは自然な成り行きと考えられます。現在、都心の山手線の内側で富士山の山頂と両翼を眺められる場所は非常に貴重です。

目下、新国立競技場の計画が進行中ですが、新しい計画の中に富士山への眺望線の確保を望みます。絵画館前からの富士山は、都心に残された比類なき価値を有する眺望遺産であり、2011年パリのイコモス総会で、富士山への眺望を文化遺産と認めた議決17GA2011/21(次頁参照)の精神に則って、日本イコモスは、多くの国民が訪れる計画地内の一般的な公共スペースからの富士山の眺望保全の必要を広く社会に呼びかけます。



1/2



Resolution 17 GA 2011/21 - Vista of Mount Fuji (原文)

The 17th General Assembly of ICOMOS,

Considering the importance of safeguarding historic urban landscapes and their heritage vista as part of necessary support in the interpretation of urban heritage;

Recalling that the 36th UNESCO General Conference recently adopted the Recommendation on Historic Urban Landscapes;

Noting that an ongoing high-rise development project (a 45 storey building for residential use measuring approximately 160 metres in height) in Shinjuku, Tokyo, is likely to block the crucial vista of Mount Fuji from one of the few remaining important viewing-points, called Fujimizaka (**Mount Fuji-viewing slope**) in Tokyo;

Requests that President of ICOMOS, in cooperation with ICOMOS Japan and International Scientific Committees concerned, contacts the developer and the requisite responsible authorities in Tokyo to assist in re-evaluating the development in view of the importance of maintaining the vistas of Mt. Fuji and to support the development of guidelines to protect the last remaining vistas of Mount Fuji;

Also requests the ICOMOS National and International Scientific Committees to engage in awareness raising campaigns to protect heritage vistas and key views in heritage settings in line with the recent UNESCO Recommendation on Historic Urban Landscapes

2011年パリのイコモス総会における議決 17GA 2011/21 - 富士山への眺望 (和訳)

第17回イコモス総会は、歴史的な都市風景とそこにある眺望遺産は、都市遺産とは何かを解釈する上で必要なものであり、その保全が重要であることを考慮しつつ、また近年において第36回ユネスコ総会が歴史的都市ランドスケープ（訳注：Historic Urban Landscape, HULと略称）に関する提言を採択したことを想起すれば、現在、東京の新宿で進行中の高層開発計画（約160mの高さの45階の居住用ビル）が、富士見坂（富士山が眺められる坂）という東京に残存する数少ない重要な眺望点からの、掛け替えのない富士山眺望を阻害する可能性が高い。イコモス会長は、日本イコモス国内委員会および関係するイコモス国際学術委員会と協同して、富士山眺望の保全が重要であるとの観点から開発を見直すことを支援するために、そして最後に残った富士山眺望を守るためのガイドライン設定に助力するために、開発業者と必要な責任官庁にコンタクトを取ることを要請する。また、歴史的都市ランドスケープ（HUL）に関する近年のユネスコ提言に沿って、眺望遺産や重要な眺めを守ることに伴う認識を高めるキャンペーンを行うことを、各国イコモス国内委員会およびイコモス国際学術委員会に要請する。

文化審議会世界文化遺産特別委員会報告

山田幸正

文化庁の文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会（河野俊行部会長）とそのもとに設置されている世界遺産特別委員会（河野俊行委員長）の合同会議（第2回）が2016年7月25日、文化庁において開催された。

今回の主要な議題は、2016年7月10日から17日（当初予定では7月20日）までトルコ・イスタンブールで開催された第40回ユネスコ世界遺産委員会の報告と、2018年の世界文化遺産登録をめざす推薦候補の選定であった。第一議題の世界遺産委員会については直接参加された方からの報告に委ねることにして（本誌19～20頁参照）、ここでは世界文化遺産推薦候補の選定について報告したい。

今回選考の対象となったのは、「北海道・北東北の縄文遺跡群（北海道、青森、岩手、秋田）」、「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群（新潟）」、「百舌鳥・古市古墳群（大阪）」、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産（長崎、熊本）」の4件であった。本会合に先立ち、7月上旬に特別委員会内に設置されたワーキンググループによって、それぞれの遺産候補について自治体からのヒアリングと事前検討が行われ、その概要が報告された。これに基づいて議事が進行され、午前10時の会議開始から、12時から30分ほどの昼休みを挟み、13時半まで、活発な議論が展開された。結局、推薦候補となったのは「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」であった。

この長崎教会群については、先のインフォメーション誌10期1号の巻頭言（西村委員長）にもあるように、イコモスの中間報告に基づき、2016年2月9日に推薦書の取り下げが決定された。その後、長崎県は推薦書の見直し作業を進め、今回再度、その推薦素案を文化庁に提出していた。「日本におけるキリスト教コミュニティの特殊性は、2世紀以上にわたる禁教の歴史である。この禁教の歴史的文脈に焦点をあ

てた形で推薦内容を見直すべきである」とのイコモスの中間報告における指摘に従い、禁教期の文化的伝統と構成資産との関連性がより明確化されていた。

今後、ユネスコに対して、暫定版の推薦書を9月末までに、また正式版推薦書を2月1日までに、閣議了解を経て、提出することになる。

第三回国連防災世界会議国際専門家会合 「文化遺産と災害に強い地域社会」 報告書公開される

益田兼房

2015年3月11日～17日に東京と仙台等で開催された表記会合の、約三百ページの報告書が日本語と英語で刊行され、そのPDFデータが最近下記の国立文化財機構文化財防災ネットワークのホームページで公開されており、各章部分ごとに自由にダウンロードできる。

この会合は、ユネスコ・イクロム・文化庁・独法国立文化財機構が主催し、国際NGOとして、イコモスでは日本イコモス国内委員会及び国際イコモス防災委員会 ICOMOS-ICORP、それとイコムが協力団体となって開催された。

本会議は2011年の東日本大震災から4年目を記念し、国連防災戦略と日本政府が中心となり開催された。この枠組み下での文化遺産分野の国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」があり、世界各地の海外専門家34名、また国内各地の専門家21名が参加した。

前回の第2回国連防災会議は、2005年神戸で阪神大震災から10年をへて開催された。文化遺産分野の分科会が始めてこのときに設置され、それと関連開催の文化遺産専門家会合で勧告文が採択された。しかし前回は政府内での文化庁の参加が遅れて、全体結論文書である「兵庫行動計画」には、文化遺産に関わる事項は数項目しか反映できなかった。

今回の本会議の結論文書「仙台防災枠組み2015-



2030」では、政府・国連防災戦略内での素案作成段階から文化庁が積極的に参加し、文化・文化遺産に関わる防災を一般防災の随所に反映することができた。これは、文化庁文化財部調整官としてこの会議を担当された、イコモス会員でもある下間久美子調査官のご尽力によるところが大きい。下間氏には、会議の構成組み立てや運営、また本報告書の監修作成についても、全面的なご協力をいただいた。

今回も、前回同様に専門家会合での議論や発表を圧縮した勧告が採択されており、報告書の巻末資料として下記 URL でダウンロードできる。全体会議と同じく 4 優先事項での勧告があり、1. 防災リスクの理解、2. 災害リスク管理の強化、3. レジリエンス（強靱性）のための防災への投資、4. 効果的な応急対応のための災害予防の強化と復旧・再建・復興におけるビルドバックベター（Build Back Better）について、国レベル及び地方レベル、世界レベル及び地域レベルでの勧告がなされている。

今後 15 年間の国際的な防災政策の基本として、各国での政府等政策や学術研究に大きな影響を与えることが予想され、2016 年熊本震災の復興でも BBB が合い言葉となっている。

<報告書情報のインターネットでの場所>

国立文化財機構>文化財防災ネットワーク>ホーム>活動実績>活動報告>第三回国連防災世界会議の枠組みにおける国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」報告書。

また巻末には資料として、国際専門家会合「文化遺産と災害に強い地域社会」勧告がある。

その日本語は、下記から見る事ができる（PDF: 1,049KB）。

http://ch-drm.nich.go.jp/wp-content/uploads/2016/07/H27CulturalHeritageandDisasterResilientCommunities_Proceedings_APPENDICES-3.pdf

ネパール・ゴルカ地震による 被災文化遺産の復興に向けて

山田大樹

2015 年 4 月 25 日、ネパール中部を震源とするマグニチュード 7.8 の地震が発生し、首都カトマンズを含む広範な地域で貴重な文化遺産にも大きな被害が生じた。東京文化財研究所では、文化庁の委託を受け、昨年度の文化遺産被災状況調査に続き、「ネパールの被災文化遺産保護に関する技術的支援事業」を目下実施中である（昨年度事業の調査内容については、下記ウェブサイトに掲載している成果概要報告書を参照されたい。http://www.tobunken.go.jp/japanese/publication/pdf/Nepal_NRICPT_2016_J_s.pdf）。本稿では、上記事業の一員として活動する中で筆者が感じた課題のいくつかについて記したい。

まず、今回のような突発的かつ緊急性の高い事案に対しては即応性が重要である。しかし、事業の開始準備に時間を要し、震災発生からようやく 4 ヶ月半後の現地入りとなった。さらに、調査を主眼とする事業の限界から、現地で求められている支援ニーズに直ちに答えられないもどかしさがあった。実際のところ、数多くの文化遺産に甚大な被害が生じている状況においては、ネパール側だけでは対処が追いつかず、日本を含む諸外国に対して被災建造物の修復あるいは再建への直接的な関与が強く期待されていた。すなわち、調査を踏まえて迅速に具体的な復興事業へと繋げることが望まれている一方で、わ



写真 倒壊した寺院からの回収部材の格納と記録に関するワークショップ

が国には海外の文化遺産修復を直接的に支援できるような事業枠組みがきわめて乏しいことを痛感した。海外の災害に対する「初動」と「展開」の両局面で、文化遺産分野における専門家の派遣や支援の在り方を、国内外の各機関が連携しながら平時から議論しておく必要性を強く感じる。

今後、日本を含む各国の支援のもと、被災した文化遺産の修復・再建が様々なレベルで始まるものと予想される。考古局から修復ガイドラインが提示されることにはなっているが、その内容は一般理念程度に留まるようで、オーセンティシティの維持をめぐる考え方や実際の修復手法においては相当なばらつきが生じると思われる。このような場面においてこそ、UNESCOなどの国際的な機関に調整の役割が期待されるところだが、少なくとも現時点では、そこまで積極的な関与は見えてこないようである。

地震多発国であるネパールでは、今回と同様に甚大な被害を生じた1934年の大地震など、これまでも震災による文化遺産の損傷と修復・再建が繰り返されてきた。しかし、過去の修復の記録は殆ど残されておらず、これからの修復にあたっては建物や部材に残る痕跡から履歴を詳細に調査・考察していくほかない。UNESCOの抗議もあって中止になったものの、100件を超える被災文化遺産建造物の修復事業を一齐に競争入札で発注しようとするなど、ネパール当局の認識にも大きな問題がある。今回の被災と復興を機に、文化遺産の修復過程における調査記録の充実や、修復に係る技術者や企業・団体の育成、それらが継続的に文化遺産修復事業に関われる仕組みづくりなど、ネパールの文化遺産保護の体制強化を図ることが肝要であろう。

最後に、被災した歴史的集落をめぐっては、例えば我々が調査しているコカナは、1996年から世界遺産暫定リストに記載されているにも関わらず保全計画の枠組みは整っておらず、少数の宗教的建造物以外、未だ何ら法的には保護されていない。伝統的住宅の保存に対するインセンティブもないまま、倒壊の危険がある3階部分の撤去が急速に進行しつつあるのが現状である。そのため、今後、ネパールの歴

史的集落一般の保全に向けた調査・提言を行なう予定である。一方で、被災地に関与する際には、調査に留まらず小さくとも直接的な支援を行なう責務を痛感しており、こちらについても調査成果を活かして取り組んでいきたい。

二つのアフガニスタン展を終えて

前田耕作

昨年(2015年)の秋、久しく願っていた《黄金のアフガニスタン》展がわが国でも開催されるという情報が飛びこんできた。2007年、パリのギメ東洋美術館から始まった世界巡回展がようやく日本で開催されるというのである。欧米でいち早く実現できたこの展覧会の開催がなぜアジアの友好国で実現できなかったかについては、いつかまた語る機会もあるだろう。

《黄金のアフガニスタン》展が九州国立博物館と東京国立博物館開催されると決まったとき、東京藝術大学の社会連携センターに所属する〈ユーラシア文化交流〉チームは、美術学部の宮廻正明教授が指導する藝大COIとの協働で失われたパーミヤン天井壁画の原寸大復元を実現し、東京国立博物館の展示と同時期、同期間、併陳して、文化遺産保護の在り方を広く世界に問うことを提案した。

東京藝術大学の若いエネルギーが、記録写真データのデジタル化と補正、復元モデルの構成、高精能プリンターへの転換送付と刷り出し、硬質スティロールへの貼り付け、削り出し、補彩など、あらゆる技法・技術の活用に発揮された。最後に陳列館で再構成され、完成したのは4月11日、開催日当日の夜明け前という離れ業であった。

この展示にはもうひとつの工夫を加えた。それは映像の駆使である。現地に立ち入れないという条件のもとで、世界遺産の構成要素の一つになっている〈文化的景観〉をどのように伝えるかが議論され、つ



ぎのような手法を採り入れた。

現地の知人に4K性能のカメラを貸与し、撮影技術を伝達し、試撮映像の送付と指導を繰り返し、充分と判断できたときに設置場所を東大仏の頭上、復元天井壁画の描かれていた天蓋の真下に設置することを指示した。この映像もまたアフガニスタンの人びとの協力によって開催日の2日前に到着、徹夜の編集によって間に合わせることができた。4月のパルミヤンの風景は、雪が降り、やがて名残り雪となり、そして大地が土の色を取り戻す様相をみごとに映し出し、訪れた人びとの心を捉えた。復元天上画と風景を交互にみつめる人びとの姿をみて、私たちは訪れた人びとに語りかけようと決心し、そこから一日5回から6回、〈説明〉の時間を入れることにした。疲れ果てる作業であったが、訪問者との問答もはずむ楽しみも日増しに増えていった。それはまた観客の増員にも確実につながっていった。

私たちは、そこで現地の人びとに5月の映像も依頼した。再び送られてきた映像には、ようやく春を迎え、雲が消え、素晴らしい青空と大地を被う麦と馬鈴薯と苜蓿の緑、そして鳥たちが飛び交う様子が捉えられていた。噂が噂を呼んだのであろう、リピーターの数が増え続けていった。私たちは失われた文化財の同質復元（写し）という課題に挑戦して、改めて文化遺産保護の多面性を体験することとなった。

図像という視覚的なものが、像が成立するところではすでに触覚への生成が始まっていることを、あるいは逆に、触覚から視覚への生成ともいえるものの移りという単純そうで、かなり複雑な問題を掘り下げ、〈写し〉を言語化し、理論化することを求められたことも掛け替えのない体験であった。ヴェネチア憲章を支えるヨーロッパ型の思考・理念の結晶ともいえるアナスティロシスは自由な精神にとっ

ANAセールス株式会社との イコモスパートナシップ事業報告

館崎麻衣子

ANA イコモスアカデミーは、平成28年1月12日「ブータンの文化遺産」益田兼房氏（日本イコモス国内委員会理事）、2月24日「シルクロード（張掖～敦煌編）」前田たつひこ氏（シルクロード美術館企画室室長）、3月22日「新たな発掘で甦るギリシア古代都市メッセネ」伊藤重剛氏（熊本大学教授）の講演を以って、2年間で計19回が開催され、延べ152名にご参加いただきました。

旅行企画においては、前田耕作先生（日本イコモス国内委員会副委員長、アフガニスタン文化研究所所長、和光大学名誉教授）にご尽力いただいている「シルクロードシリーズ」の第2弾が、昨年9・10月の2回にわたり催行されました。第1弾「洛陽～蘭州編」に続き、「張掖～敦煌編」を旅する内容で、点として観光地を訪れるのではなく、シルクロードの文化的な流れを線として辿る旅となっています。日本イコモス国内委員会としては、8つを企画しており、その内5回が催行され、渡航者は計52名です。

講演・旅行企画にご協力いただきました先生方、ANAセールス株式会社ご担当者の皆様にあらためて御礼申し上げます。

本パートナーシップも3年目に入り、企画のあり方を見直すこととなりました。変更点は大きく2つです。

1) コンテンツのバージョンアップ

これまでは、イコモスアカデミー（月1回）と旅行企画（年4本）を行ってきました。

旅行企画に関しては、日本イコモス国内委員会の専門家から、アイデアをご提案いただき、ANAとも相談の上、渡航先を決定し、旅程の一部について、現地専門家の協力を仰いで、渡航者に文化財への興味関心を深めてもらえるような機会を提供するというスキームでした。この方法には、現地で文化財保

護に係わる専門家にとっても、情報を発信する好機となることや、協力金が現地の文化財保護活動の一助となるというメリットがあります。

一方で、イコモスの提案が部分的となるため、企画段階で意図している文化・文化財の魅力や重要性を十分に参加者に伝えることが難しく、共同企画という割には日本イコモス国内委員会のカラーが弱いという点が課題となっていました。実際に、イコモスアカデミーにおいても、参加者アンケートの評価は高いものの、ツアーの成約にはなかなか結びつかないと伺っています。

そのような旅行企画の中で、唯一複数回の催行となっている「シルクロードシリーズ」は、現地専門家にも部分的にご登場いただいておりますが、前田先生のご指導の下、旅全体のストーリーを提案し、それに伴ったルート検討等も行い、本質的なシルクロードの意味を伝えるように工夫がされています。

こうした成功体験を踏まえ、ANA セールス株式会社からの要請もあり、イコモス国内委員会らしいツアーを実現していくため、従来に比べ講演、企画の本数を減らし、より密度を上げてコンテンツを作り込んでいく方針となりました。

新しい取り組みでは、日本イコモス国内委員会の専門家の方に、企画の初期の段階から、旅のテーマ、具体的な訪問先・ルート等をANA セールス株式会社と共に検討いただき、更にはツアーにご同行いただいて、現地の魅力を存分に語っていただくというものです。

この新しい取り組みには、中川武先生（イコモス会員、明治村館長、早稲田大学名誉教授）のご協力を仰ぎ、「中川武先生と行く アンコール遺跡とプノンペン（仮）」を企画中です。ツアーの目玉は、なんといっても、1994年より、日本国政府アンコール遺跡救済チームの団長を務める中川先生自らが選ばれたアンコール遺跡の要点の見学と、現地解説です。また、「修復と人材育成からみた、アンコール遺跡とカンボジアの魅力と可能性」も、旅のテーマのひとつです。各国隊のアンコール遺跡修復現場の訪問も予定されており、どのような旅になるのかとても楽し

みです。

本ツアーの募集時期に合わせ、11月16日（水）には、中川先生にご登壇いただいてイコモスアカデミーを開催します。

■次回ANAワンダーラウンジセミナー

イコモスアカデミー

【講演テーマ】

「修復と人材育成からみた、アンコール遺跡とカンボジアの魅力と可能性（仮）」

【講演者】中川武先生明治村館長、

早稲田大学名誉教授（イコモス会員）

【日時】11月16日（水）18：00～20：00（仮）

【会場】ANAワンダーラウンジ

<https://www.ana.co.jp/inttour/wonderlounge/>

東京都中央区日本橋2-14-1

フロントプレイス日本橋 1階

【参加費】無料

【事前申込】0570-070-860

*要申込 直接ANAセールスまで

（ナビダイヤル）

※IP電話からはこちらへおかけください。

050-3819-9262（10月1日より受付開始）

※受付時間 9：30～18：00

また、アンコール遺跡の次には、「シルクロードシリーズ」第3弾も予定されています。

2) 対象者の拡大

ANA セールスには、数種類のツアーブランドがあります。昨年までは「ANA ワンダーアース」のみを対象としていましたが、今年度からは「ANA マイレージクラブ会員限定ツアー」等、より広い層への展開を考えています。因みに、「マイレージクラブ会員限定ツアー」のパンフレットの年間配布数は、「ワンダーアース」の6万冊に対し、8倍の48万冊ということです。

イコモスアカデミーの開始時間も、14：00から18：00とし、お仕事をされている方々が参加しやす



いよう改善します。

なお、イコモスアカデミー、旅行企画の回数については、今後、集客等の動向を見ながら増やしていく予定です。

イコモスアカデミーは、会員以外の方でも、旅行に参加しない方でも、無料でご参加いただけます。実施日程については、日本イコモス国内委員会からのお知らせメールで都度ご案内させていただきますので、ふるって、ご参加いただければ幸いです。

ツアー企画に関するアイデアも大歓迎です。館崎までぜひ、ご連絡ください。

ウィスコンシン大との交流会

山内奈美子

去る6月16日、神保町岩波書店ビル地下会議室にて、USイコモス会員（中西部ブロック理事）であり、ウィスコンシン州ミルウォーキー市の保存委員を務めておられる Mathew Jarosz 先生を囲んでの交流会 + 「気楽に保存の問題を語り合う夕べ」を企画・開催させていただきました。急な案内にもかかわらずご参加いただきました会員の皆様には本誌面を通して深く御礼申し上げます。ディスカッションのタイトルは Preservation Dilemma ということで、ジャローズ先生が今まさに保存委員の一人として決定しなければならない悩ましい事例をいくつか挙げていただきながら、保存の実務経験豊富な日本イコモスの会員や若手の方の意見交換の場とすることができました。全体的にアメリカと日本ではシステムそのものの違いが大きく、それを超えて議論をするのはかなりハードルが高かった、と筆者は感じたのでした。

ジャローズ先生はウィスコンシン州立大学ミルウォーキー校（以下 UWM）の建築学部の教授であり、同校の保存修復研究所の所長を兼任されています。UWM の建築学部では夏季の海外研修という形

でのサマーコース（単位修得が可能なプログラム）が設けられており、北米全土でもこのような企画を持っているところは数少なく、UWM の目玉プログラムの一つだそうです。内、イタリアと日本は海外建築研修の中でも本格的な保存を中心としたプログラムで、ジャローズ先生は日本を担当されて今年で11回目となります。（途中東日本大震災の翌2012年には福島の風評被害もあってか、参加希望者が集まらずその年だけは中止となりました。）本プログラムの為には全国のイコモス会員を含む様々な団体や個人の方々に心のこもったご協力をいただけてきており、特に和歌山大学、摂南大学、工学院大学の皆様の公私を超えたご協力なしには成り立たないプログラムです。誌面の都合上、一人一人のお名前を挙げられませんが、皆様には感謝と尊敬の気持ちで一杯です。一方、毎年このプログラムに参加した UWM の生徒達は皆日本最良となり、生涯かけがえのない経験を持ち帰った、との生の「口コミ」が本プログラム存続につながっています。

さて、その中で何故このサロンを設ける運びとなったのか、ということこんな裏話がありました。筆者が UWM のプログラム企画のお手伝いを始めて6年以上になるのですが、毎年日米の保存のアプローチや、保存の哲学などが研修旅行中の酒の肴になってきました。例えば、コンクリート製の茅葺き風バス停の待合い所のデザインは如何なものか、とか、実にパーフェクトな保存修復の事例を見る一方で、都会に歴史を感じさせるものが少なく、近現代の世界に誇れるような建造物でさえ、この10年だけでもみるみる失われて行っていることに対して、どう思うのか……云々。



写真 交流会の様子

西洋側を代表する弁のたつ先生に対抗して日本の話をするのが筆者だけではとても議論がおぼつかず、かといって各専門家の方々にそこまでお付き合いいただくわけにもいかず、と友好的ながらフラストレーションはそれなりに蓄積してきたのです。ただ、世代や分野の違った同士が語りあうのを聞くだけでなく、参加する学生達にとって、気軽にしかし意味のある議論に発言の場があることは、新米にも、そして古い世代にも役立っていることを実感してきました。

そこで、日本イコモスの若い方々ともたまにはこんな機会があっても良いのでは、と試験的に開かせていただいたというのが経緯でした。結果、世代を超えた交流の場を設けるための課題を数多く感じたのですが、今後皆様のご協力を得ながら、不定期でもこうした会を企画させていただければと思っています。

自著を語る

◆長岡正哲著

『Cultural Landscape Management at Borobudur, Indonesia』

Springer、2016年9月刊行

(<http://www.springer.com/gp/book/9783319420455>)



著者は2008年から2014年までユネスコのジャカルタ事務所に文化部主任として赴任し、ボロブドゥール遺跡やその周辺環境がどのように保護されるべきかということ、インドネシア政府と考える機会に恵まれました。この間、1979年に作成されたボロブドゥール寺院群の保護計画をまとめたJICAマスタープランを初めて手にしました。従来学者により解釈されているJICAマスタープランは、日本から来た専門家等が短期間のうちにボロブドゥール寺院の保護計画を策定し、住民を遺跡公園外へと追いやった結果、遺跡と地域住民の乖離が起こったという説明でした。ところが本来のJICAプランは、インドネシアのジャワ地方特有の景観概念を保護政策に適用させることを提案し、遺跡の保護のみでなく広域的な景観保護を具体的に提唱するものでした。ジャワが辿った歴史、思想、自然、宗教観、神秘主義思想が織り成す文化概念を景観保護施策にまとめ、住民参加型の遺跡保護の在り方を提案したJICAマスタープランは、残念ながらこれまでのところ、行政によるトップダウン型の遺跡保護政策の典型として学者間で否定的に捉えられています。

このJICAプラン作成にあたり、日本が果たした役割は決して小さなものではありません。JICAプラン



は、日本で1960年代に形成された古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法や、伝統的建造物群保存地区保護制度の考え方に影響を受けています。それらを基にインドネシア独自の遺跡と文化空間に到達する遺跡保護手法が開発されました。またJICAマスタープランが作成された時期に、ボロブドゥール寺院の大規模な修復事業がユネスコとインドネシア政府により10年の歳月をかけて70-80年代に行われましたが、その修復事業の諮問委員会に5人の国際専門家が名を連ねました。その中の一人、日本人の千原大五郎先生は、JICAマスタープランでもアドバイザーを務められ、ボロブドゥール遺跡保護と周辺環境整備の包括的なコンセプト作りに文字通り架け橋となってご尽力されました。現在の多様化する文化的景観の概念にあって、本稿はこのJICAマスタープラン作成に携わった多くのインドネシアや日本人の努力を学術的且つ正確に伝えることを企図しました。

奈良ドキュメント採択から20余年が過ぎ、アジア各地にみられる文化遺産の真正性の新たな定義や修復概念の多様さ、またそれらを取り囲む広域的な景観保護の必要性が世界に認知されるようになりました。350余年に及ぶオランダ統治時代の影響を受けたインドネシアは、ヴェニス憲章や1990年代初頭までの世界遺産条約の作業指針に見られるような西欧の視点による遺跡保護に重点を置いていました。しかしJICAマスタープランによるボロブドゥールの広域的な景観保護の新たな概念を受け、インドネシアはアジア的文化財保護施策へ転換しました。本稿ではその過程と、JICAプランがインドネシアの文化財行政に及ぼした影響と果たした役割について明らかにしました。

JICAマスタープランはこれまで多くの研究者により参照されてきましたが、未だにその詳細な研究がなされていません。大きな理由のひとつに、JICAプランの実施のために「Updated Plan」（いわゆる施工実施設計書）が1980年より作成されましたが、本書を研究した学者がいないためJICAマスタープランがどのように実施されたのかよく分からないとい

う理由が挙げられます。この施工実施設計書は現在、インドネシア政府とボロブドゥール公園管理事務所が保管しており、その閲覧手順が煩雑なため研究者がそれを拝読することが難しいということも追い討ちをかけているようです。またJICAマスタープランには、その基礎となる二つの調査報告書が存在します。1973-74年に作られた「中部ジャワ州・ジョグジャカルタ地域観光開発計画調査書」と、1975年から76年に作られた「国立史跡公園計画調査書」です。これらの資料も未だ研究されていません。そのため本稿ではJICAマスタープランがどのように作成され、実施に至ったかを明らかにするため、これらの資料を入手し詳細に調べました。また、JICAプランの作成、実施に携わった多くの方々（現在は70歳、80歳代になっています）にもインタビュー形式で当時の話を聞くことができました。更にインドネシア側の当時の参加者や東京文化財研究所に所蔵されている千原大五郎コレクションや関野克コレクションにもアクセスし、当時、ボロブドゥール遺跡とその周辺環境の保護をどのような理念と概念で具体化したかを明らかにしました。更にJICAプラン作成に携わったインドネシアの大学の先生やボロブドゥール周辺に住む村人等にもインタビューを行うと同時に、当時のユネスコの資料やインドネシア側にある資料も調査、研究することができました。

本稿は2015年8月に筑波大学の世界遺産学の学位を授与された博士論文を更に簡潔に再編集したものです。その構成は連続する5つの異なる学術論文から成ります。JICAマスタープランが作成された1970年代、その実施期にあたる1980年代、更にプラン作成から30余年経た現在。それぞれの学術論文は、2本の査読付き国際学術論文と3本のイコモス国際会議の発表により成り立っています。2014年7月にInternational Journal of Heritage Studies (Routledge) 誌で発表された論文と、2014年5月にInternational Journal of Cultural Heritage Management and Sustainable Development (Emerald Publishing) に採用された論文、また2011、2012、2014年に開催されたイコモスの学術シンポジ

ウムで採用された論文です。

本稿で、ポロブドゥール寺院を含む広域の空間的、文化的意義とその保護において、日本（アジア）の歴史的風土保護の視点の影響と世界遺産保護体制による翻弄を通して、インドネシア独自の遺跡と文化空間保護に到達する遺跡保護手法を明らかにしました。本稿はこれまで明らかにされてこなかった以上の点が、日本のみならず世界に学術的に紹介されたことも意義があると考えます。

新入会員の声

豊川 斎赫

国立西洋美術館に限らず、日本国内には世界に誇る近代建築が複数建っている。これらを正に価値付け、後世に伝えることは、日本イコモスの役割の一つであり、これからの建築のあるべき姿を考える上で極めて有益な活動と言える。私は、様々な分野の専門家が集う日本イコモスへの参加を通じて、より広い視野と見識を得たいと考えている。

宋 知苑

国際 NGO のグローバル及びローカル、各スケールでの動き方、両スケール間の連帯の仕方などを垣間見ると同時に、それらの活動に参加することを期待して入会した。また、個人的には、過去に文化遺産分野のプロジェクトで関わった、二つの文化圏「共産主義」と「アフリカ」における「都市遺産」の保全とマネジメントについて知識と実践値を上げていきたい。

佐々木 義孝

イコモスには、日本国内のみならず、世界中の文化遺産の専門家の方々と意見交換を通して教を請うことができる場であるという期待を持っている。抱負としては、文化遺産の活用という視点で個人的に調査・研究を進め、論文という形にまとめ発表できればと考えており、イコモス会員の専門家の方々と交流を通し、文化遺産に関連する各専門分野の視点・概念への理解を更に深めていければ幸いである。

杉本 翔

大学から大学院に至るまで、対象とする地域や時代の違いはあるが、考古学研究を専門としてきた。特に紀元前 2 千年紀から 1 千年紀前半のアナトリア半島と周辺地域との関係性については、現地での調査から英国大学院で研究を行うに至った経緯がある。イコモスには、統括機関としての文化遺産の情報収



集と会員への発信、また文化遺産の保存と活用を実施する機関への継続的な支援を期待する。そのような機関の一員として、今後も考古遺産を中心とする文化遺産の研究・保存・活用に関わる事を強く望む。

金 度源

立命館大学「歴史都市防災研究所」における「文化遺産と危機管理国際研修」を主な任務として担うことになりました。イコモスメンバーの方々とは横断的な学問の交流ができればと思います。また、ICORPのメンバーにも加わりまして、文化遺産防災分野へ実貢献できるように邁進したいです。

江面嗣人

海外ではフィジーやブータンで住宅の文化的発展について研究をし、海外での発表を望む。文化財や遺産に対する海外の考え方を深く知りたい。

山口謙太郎

これまでイランのタブリーズバザールや聖ステファノス修道院（共に世界遺産）、九州大学本部庁舎など、組積造建築の耐震性把握や補強について研究してきた。本年熊本地震の被害調査に参加し、歴史的建造物の大きな被害とその修復に途方に暮れる人々を目の当たりにした。文化財にとって現在無医村に近い地域でも、修復については予算にも配慮した複数の有益な意見を聞いて対応を検討できる社会を目指し、イコモスで勉強していきたい。

鶴岡智史

日本国内だけではなく海外からも支援を受け、鞆の文化的価値を破壊する鞆港の埋立架橋計画を止めることができた。埋立架橋計画推進のため、町並み保存は数十年止められ、その間に取り壊された家屋や老朽化の激しい家屋が存在している。今後は、世界遺産としての価値があると評価された町をどのように保存するかが重要な問題である。皆様の知恵を借り、鞆の浦の保存に取り組みたい。

(順不同)



前野まさる 画

●日本イコモス国内委員会

【第10期 執行部メンバー】（順不同）

委員長	西村 幸夫
副委員長	岡田 保良
	荻谷 勇雅
	前田 耕作
理事	尼崎 博正
	石川 幹子
	稲葉 信子
	岡村 勝行
	岸本 雅敏
	土本 俊和
	友田 正彦
	内藤秋枝 ユミイザベル
	花里 利一
	増井 正哉
	益田 兼房
	宗田 好史
	山田 幸正
	山名 善之
監事	崎谷 康文
	赤坂 信
顧問	石井 昭
	前野 まさる
事務局長	矢野 和之
本部副会長	河野 俊行

【幹事】

第四小委員会	藤岡 麻理子
第四小委員会	山内 奈美子
第八小委員会	森 朋子
事務局	館崎 麻衣子

【小委員会主査】

第一小委員会（憲章）	藤井 恵介
第四小委員会（世界遺産）	岡田 保良
第六小委員会（瀬の浦）	河野 俊行
第七小委員会（観光と交通問題）	荻谷 勇雅
第八小委員会（パッファゾーン）	崎谷 康文
第九小委員会（朝鮮通信使）	三宅 理一
第十小委員会（彩色）	窪寺 茂
第十一小委員会（歴史的都市マスタープラン）	山崎 正史
第十二小委員会（技術遺産）	伊東 孝
第十三小委員会（眺望遺産）	赤坂 信
第十四小委員会（20世紀建築）	山名 善之
第十五小委員会（水中文化遺産）	池田 榮史
第十六小委員会（コンサベーションアーキテクト）	矢野 和之

日本イコモスパートナースhip参加施設

姫路城
 仁和寺
 彦根城・彦根城博物館
 薬師寺
 和田家（岐阜県白川村）
 毛越寺
 厳島神社
 国立西洋美術館
 二条城
 相倉民俗館1号館、相倉民俗館2号館、五箇山民俗館、
 五箇山塩硝の家（富山県南砺市）
 堺市博物館
 中尊寺
 茅野市尖石縄文考古館
 石見銀山世界遺産センター、石見銀山資料館、熊谷家住宅、
 旧河島家（島根県大田市）
 犬山城
 舞鶴引揚記念館、舞鶴市立赤れんが博物館
 富岡製糸場

■日本イコモス ISC メンバー表

○は、各ISCの日本代表

委員会名	略称	委員
Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage	ISCARSAH	○花里 利一・坂本 功・岩崎 好規・西澤 英和
Archaeological Heritage Management	ICAHM	○岡村 勝行・岸本 雅敏・小野 昭・中西 裕見子
Cultural Landscapes ICOMOS-IFLA	ISCCL	○大野 渉・石川 幹子・本中 眞
Cultural Routes	CIIC	○杉尾 邦江・大野 渉
Cultural Tourism	ICTC	○宗田 好史・山内 奈美子・石井 昭
Earthen Architectural Heritage	ISCEAH	○岡田 保良・山下 保博
Economics of Conservation	ISEC	
Energy and Sustainability	ISCES	
Fortification and Military Heritage	IcoFort	
Heritage Documentation	CIPA	近藤 康久
Historic Towns and Villages	CIVVIH	○福川 裕一
Interpretation and Presentation of Cultural Heritage Sites	ICIP	○門林 理恵子
Intangible Cultural Heritage	ICICH	稲葉 信子・内藤秋枝 ユミイザベル
Legal, Administrative and Financial Issues	ICLAFI	○河野 俊行・八並 麓
Mural (Wall) Paintings	ISCMP	
International Polar Heritage Committee	IPHC	
Risk Preparedness	ICORP	○益田 兼房・大窪 健之・土岐 憲三
Rock Art	CAR	○小川 勝・五十嵐 ジャンヌ
Shared Built Heritage	ISCSBH	
Stained Glass	ISCV	
Stone	ISCS	○石崎 武志・西浦 忠輝
Theory and Philosophy of Conservation and Restoration	TheoPhilos	○内藤秋枝 ユミイザベル・西村 幸夫・赤坂 信
International Training Committee	CIF	○稲葉 信子・福島 綾子
Underwater Cultural Heritage	ICUCH	○岩淵 聡文・池田 榮史
Vernacular Architecture	CIIV	○山田 幸正・大野 敏
Wood	IIBC	○渡邊 保弘・土本 俊和
20th Century Heritage	ISC20C	○山名 善之・田原 幸夫・鯉坂 徹

事務局日誌

(2016年5月11日～2016年8月3日)



- 5/11 河口湖の水質問題について匿名で文書を受領。
- 5/12 委員長より「熊本地震で被災した文化財等の保存に向けた緊急アピール」を発表。
- 5/24 定例会議を開催し、第2回拡大理事会の内容について協議した。
- 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所 文化遺産国際協力センターより『中央アジア文化遺産保護報告集第13集 キルギス共和国チュウ川流域の文化遺産の保護と研究 アク・ベシム遺跡、ケン・ブルン遺跡—2011～2014年度—』を受領。
- TBS テレビ天野教義氏より富士吉田市のマンション開発について文書を受領。
- 6/5 インフォメーション誌10期2号発行。
- 6/10 公益財団法人諸戸財団より『名称諸戸氏庭園 保存修理事業中間報告書』を受領。
- 6/11 第2回拡大理事会・熊本地震報告会・研究会を開催。
- 6/15 東京文化財研究所文化遺産国際協力センターより文化庁委託平成27年度文化遺産保護国際貢献事業「ネパールにおける文化遺産被災状況調査事業」の「成果概要報告書」および「歴史的集落に関する調査報告書」を受領。
- 6/16 高畑の景観を守る会代表 廣敦子氏より奈良市高畑町新薬師寺前介護施設開発に関する投書を受領。
- 6/17 公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターより ACCU news No.399 を受領。
- 6/30 「2016年熊本地震 日本イコモス調査報告書—文化財建造物の被害状況と復旧への展望—」をHPに掲載。
- 7/1 第8小委員会「日本の世界遺産の保護施策の充実のために～バッファゾーンをめぐる～（予備的提言）」を発表。
- 7/6 広報会議を開催し、インフォメーション誌10期3号の掲載内容について協議した。
- 独立行政法人国立文化財機構より「第三回国連防災世界会議の枠組みにおける国際専門家会合 文化遺産と災害に強い地域社会 報告書」(日英)を受領。
- 7/11 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部より「北海道・北東北の縄文遺跡群 プロモーション映像」を受領。
- 7/30 熊本地震被災建造物保全フォーラム「文化遺産の復興と継承」を熊本学園大学にて開催。

日本イコモス国内委員会 団体会員（代表者）

佐渡市（甲斐元也） 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部（三村申吾）
百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議（松井一郎）

日本イコモス国内委員会 維持会員（代表者）

株式会社 鴻池組（蔦田守弘）	株式会社 文化財保存計画協会（矢野和之）
株式会社 ブレック研究所（杉尾伸太郎）	「国宝松本城を世界遺産に」推進委員会（菅谷 昭）
株式会社 トリアド工房（伊藤民郎）	株式会社 小林石材工業（小林美和）
西武建設株式会社（中村 仁）	株式会社 丹青社（青田嘉光）
「善光寺の世界遺産登録をすすめる会」（加藤久雄）	ANA セールス株式会社（白水政治）
株式会社 ゴールデン佐渡（宮原一徳）	富士急行株式会社（堀内光一郎）
國富株式会社（國富將嗣）	一般財団法人 砂防・地すべり技術センター（近藤浩一）
公益財団法人 立山カルデラ砂防博物館（荒木勝）	

(敬称略・順不同)

● ICOMOSとは

ICOMOS は、1964年に採択された「記念物と遺産の保存に関する国際憲章（通称ヴェネツィア憲章）」を受けて1965年に設立された国際NGOです。第1回総会は1965年6月にポーランドで開かれました。ユネスコをはじめとする国際機関と密接な関係を保ちながら、文化遺産保存に関する理論、方法論、科学技術の研究・応用、またユネスコの世界遺産条約に関しては、諮問機関として、登録の審査、モニタリングの活動等を行っています。各国の文化遺産保存分野の第一線の専門家や専門団体によって構成されており、2012年10月時点で、参加国は133カ国を数え、会員は12,000人以上にのぼっています。28の国際学術委員会を通じて様々な専門分野、テーマ別の活動が行われており、文化遺産の価値の高揚のための重要な役割を果たしています。

日本イコモス国内委員会は1972年にブタペストで開かれた第3回イコモス総会で承認され、関野克博士がその委員長に指名されました。1979年に規約を採択し、イコモス本部執行委員会での承認を経て正式に発足しています。国内の文化遺産保存技術を高め、様々な情報を収集・交換し、後継者への技術的訓練を行う一方、各国の委員会やパリ本部と協力して、世界の文化遺産の保護のための国際協力活動を担っています。2016年6月現在、会員447名、維持会員15団体、団体会員3団体、学生会員3名によって構成されており、専門的な調査研究を行う13の小委員会を設置しています。年次総会のほか、年4回の理事会、研究会、来日外国人専門家との懇談会などの開催や会報の発行を行っています。



JAPAN ICOMOS/INFORMATION

Vol.10, No.3 5 September 2016

日本イコモス国内委員会 委員長 西村幸夫

事務局長 矢野和之 編集 山田幸正

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル 13階

株式会社 文化財保存計画協会 気付

Tel & Fax: 03-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<http://www.japan-icomos.org/>

JAPAN-ICOMOS National Committee Secretariat

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy

Hitotsubashi 2-5-5-13F, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0003, Japan

Tel & Fax: +81-3-3261-5303 e-mail: jpicomos@japan-icomos.org

<http://www.japan-icomos.org/>